

**大阪市 梅田地区
交通バリアフリー基本構想(変更素案)**

令和7(2025)年 月

目次

1. 大阪市交通バリアフリー基本構想変更の背景と経緯	1
1-1 バリアフリー法とは	1
1-2 バリアフリー基本構想とは	1
1-3 基本構想の策定経過	3
1-4 重点整備地区におけるバリアフリー整備の実施状況	3
1-5 今回の変更の趣旨	9
1-6 基本構想の位置づけ	9
2. 大阪市交通バリアフリー基本構想の基本的な考え方	10
2-1 基本理念[全地区共通]	10
2-2 基本方針[全地区共通]	12
2-3 計画期間	13
2-4 地区の概要	14
2-5 地区のバリアフリー化方針	16
3. 重点整備地区の選定及び区域の設定の考え方	20
3-1 重点整備地区選定の考え方	21
3-2 重点整備地区の区域設定の考え方	22
3-3 地区における重点整備地区の区域設定	23
4. 生活関連施設及び経路設定の考え方	25
4-1 生活関連施設設定	25
4-2 生活関連経路設定	28
4-3 地区における生活関連施設・経路図(経路図一覧)	32
5. 整備等の方針・内容	33
5-1 基本構想の枠組み	33
5-2 変更の視点や考え方	34
5-3 整備区分と時期	34
5-4 鉄道施設の整備等の方針・内容	35
5-5 バス車両及びタクシー車両の整備等の方針・内容	83
5-6 道路・交差点の整備等の方針・内容	92
5-7 建築物・都市公園の整備方針及び整備内容	102
6. 心のバリアフリーの推進	103
6-1 教育啓発事業の位置づけ	103
6-2 教育啓発事業の取組方針	104
6-3 教育啓発事業の取組内容	105

7. 基本構想の推進及び継続的な改善	107
参考資料1：基本構想における対象者及び特性.....	108
参考資料2：策定時の基本構想に基づく特定事業等の実施状況に係る評価	112

《資料編》

付属資料 1：梅田地区交通バリアフリー基本構想変更の検討の経緯	126
付属資料 2：梅田地区ワークショップの開催概要	127
付属資料 3：梅田地区ワークショップ等における主な意見と対応	130

I. 大阪市交通バリアフリー基本構想変更の背景と経緯

I-1 バリアフリー法とは

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）は、高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保するため、旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、新設・改良時のバリアフリー化基準への適合義務や既存施設への基準適合の努力義務を定めています。

I-2 バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想は、バリアフリー法第25条に基づき、旅客施設の周辺地区など、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成する構想です。施設が集積する地区において、面的・一体的なバリアフリー化を推進することをねらいとしたものです。バリアフリー基本構想では、重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路及び特定事業を定めます。

「移動等円滑化基本構想」（バリアフリー基本構想）

- ・市町村は、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を作成するよう努めるものとする。（バリアフリー法第25条）

「重点整備地区」

- ・生活関連施設が概ね3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障がい者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区（バリアフリー法第2条）

「生活関連施設」

- ・高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設（バリアフリー法第2条）

「生活関連経路」

- ・生活関連施設間を結ぶ経路（バリアフリー法第2条）

「特定事業」

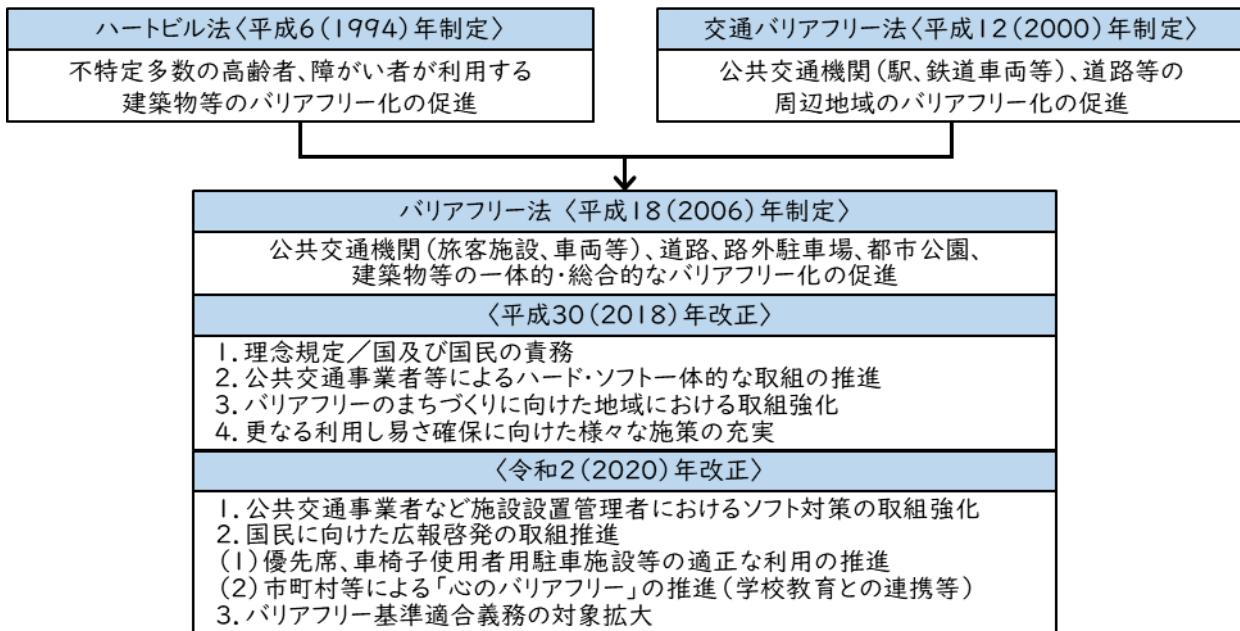
- ・生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化するもの（バリアフリー法第2条）

(参考)バリアフリーに関する法令の経過

平成6(1994)年に建築物のバリアフリー化方策を定める『高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律』(以下、「ハートビル法」という。)、平成12(2000)年に旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化方策を定める『高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律』(以下、「交通バリアフリー法」という。)が制定されました。

平成18(2006)年には、総合的なバリアフリー施策推進を目的として、「ハートビル法」「交通バリアフリー法」を統合拡充した「バリアフリー法」が制定され、公共交通機関や道路、路外駐車場、都市公園、建築物等の一体的・総合的なバリアフリー化の促進が可能となり、平成30(2018)年と令和2(2020)年には、バリアフリー法が改正され、共生社会や一億総活躍社会の実現に向け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等の強化が示されました。また、市町村が基本構想を作成した場合、概ね5年ごとに、事業の実施状況の調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要に応じて基本構想を変更する点について規定されました。

■法令制定の過程



「バリアフリー法改正の背景」

- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会の実現、高齢者、障がい者等も含んだ一億総活躍社会の実現の必要性
- ・平成30(2018)年12月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要性

I-3 基本構想の策定経過

本市では、平成12(2000)年に施行された交通バリアフリー法に基づき、平成15(2003)年から平成18(2006)年にかけて、「梅田地区」を含む市内の主要な駅を中心に25地区において「大阪市交通バリアフリー基本構想」(以下、「基本構想」という。)を次のとおり策定しています。

第1次 基本構想策定地区(平成15(2003)年4月策定) 3地区

梅田、難波、天王寺・阿倍野

第2次 基本構想策定地区(平成16(2004)年4月策定) 12地区

京橋、鶴橋、南森町・大阪天満宮、天満橋、北浜、淀屋橋、新大阪、新今宮、日本橋、上本町・谷町九丁目、弁天町、海老江・野田阪神

第3次 基本構想策定地区(平成17(2005)年4月、平成18(2006)年4月策定) 10地区

西九条、関目、放出、喜連瓜破、御幣島、我孫子町、大正、住之江公園、コスモスクエア、駒川中野

I-4 重点整備地区におけるバリアフリー整備の実施状況

(1) 特定事業の実施状況

本市では、平成12年に施行された交通バリアフリー法に基づき、平成15年4月から平成18年4月にかけて、「梅田地区」を含む市内の主要な駅を中心に25地区において基本構想を策定し、駅舎や駅周辺の主要な施設に至る道路等の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進してきました。

これまで、基本構想により各事業者に対してバリアフリー化整備が義務付けられた特定事業(公共交通(駅舎、鉄道車両)、道路、交通安全(交差点))について、進捗状況を毎年把握し、公表してきたところですが、このたび、特定事業を中心に梅田地区基本構想に掲げられたバリアフリー化整備の実施等について、調査、分析及び評価を行いました。

なお、段階評価は進捗率に応じ、次の5段階とし、評価全体の内容については参考資料2を参照してください。

段階評価	進捗率(2003年基準(※))
A:整備済み	100%
B:概ね整備済み	90%以上 100%未満
C:整備が比較的進んでいる	70%以上 90%未満
D:整備が比較的進んでいない	50%以上 70%未満
E:整備が進んでいない	50%未満

(※) 本評価は、基本構想策定時の整備基準に基づく事業の実施状況を示しています。

評価の時点は、令和3年3月末時点の事業の進捗状況です。

■駅舎の進捗状況及び評価

駅舎(対象:7 駅※1)の整備内容及び進捗状況は次のとおりです。

[上段:整備駅数 中段:整備駅の割合 下段:評価]

	整備項目	整備内容	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
1	視覚障がい者誘導用ブロック	車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設	3 駅 43% E	5 駅 71% C	6 駅 86% C
2	音案内	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設位置に合わせ、音案内の提供を検討※2	0 駅 0% —	0 駅 0% —	1 駅 14% —
3	案内・誘導	駅舎内での一貫した連続性のある案内・誘導及び乗り換えや周辺施設等への案内に努める	0 駅 0% E	4 駅 57% D	7 駅 100% A
		異常時に改札付近等で掲示を行う	7 駅 100% A	7 駅 100% A	7 駅 100% A
4	券売機	車椅子使用者に配慮した蹴込みの構造等の検討。それ以外の細部の仕様は更新時期等に合わせ整備に努める※2	1 駅 14% —	3 駅 43% —	4 駅 57% —
5	改札口	拡幅改札口の設置	7 駅 100% A	7 駅 100% A	7 駅 100% A
6	エレベーター	ホームから公共用通路まで1以上の経路の確保	7 駅 100% A	7 駅 100% A	7 駅 100% A
		乗り換え経路の確保	6 駅 86% C	6 駅 86% C	7 駅 100% A
7	階段	階段の手すりに、行先を点字で表示	7 駅 100% A	7 駅 100% A	7 駅 100% A
		踏面端部が容易に識別できるように配慮する	5 駅 71% C	5 駅 71% C	7 駅 100% A

	整備項目	整備内容	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
8	ホームにおける列車の案内	列車の行先・接近・出発に関する情報を文字及び音案内で提供	6駅 86% C	7駅 100% A	7駅 100% A
9	車両とホームとの隙間・段差	ホーム構造や車両構造について検討を行う※2	0駅 0% —	0駅 0% —	1駅 14% —
		渡り板を配備	7駆 100% A	7駆 100% A	7駆 100% A
10	ホームにおける安全対策	ホーム縁端付近に連続して警告ブロックを敷設	7駆 100% A	7駆 100% A	7駆 100% A
		線路側とホーム内側の区別が出来る工夫をする	3駆 43% E	7駆 100% A	7駆 100% A
		線路側外のプラットホーム両端に警告ブロックを敷設	6駆 86% C	7駆 100% A	7駆 100% A
11	トイレ	車椅子対応トイレの設置	7駆 100% A	7駆 100% A	7駆 100% A
		今後設置するトイレの多機能化	5駆 71% C	6駆 86% C	7駆 100% A

※1 特定事業計画の進捗状況の報告駅別(Osaka Metroについて路線別)で集計。なお、各駅の整備状況(令和3年3月末時点)は別添1のとおり。

※2 整備内容が「検討」となっているため、整備駅数、整備駅の割合は参考値。

対象となる7駅において整備済み(評価A)となっているものは、目標年である平成23(2011)年3月末時点で10事業だったものが、令和3(2021)年3月末時点では14事業となっています。

その結果、全駅において、エレベーター等の設置により段差を解消し、拡幅改札口が設置された経路(バリアフリールート)が少なくとも1経路は確保されるとともに、鉄軌道駅間の乗り換え経路についても、バリアフリールートが1経路以上確保されています。また、階段手すりの行先の点字表示、階段踏面端部の識別への配慮、ホームにおける列車案内や渡り板の配備、ホーム端部における連続した警告ブロックの敷設、車椅子対応トイレ(バリアフリートイレ)についても、全駅において整備済み(評価A)となっています。

このように、基本構想を作成した時点では検討事項となっていた事業を含め、一部の事業について整備が完了していない駅舎があるものの、基本構想を作成した当時（平成15（2003）年4月時点）に比べると、大幅にバリアフリー化されており、高齢者、障がい者等の鉄軌道による移動にあたり必要とされる整備が一定の水準まで進んでいる状況にあることから、高齢者、障がい者等の移動等に係る身体の負担の軽減が図られています。

■道路の進捗状況及び評価

道路の整備内容は、歩道の段差解消・勾配修正・視覚障がい者誘導用ブロックの敷設などであり、進捗状況^{*1}は次のとおりです。

[上段：整備延長^{*2} 中段：整備率 下段：評価]

	地区名	主要な経路の延長	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
I	梅田	10.79 km	5.39 km 50% E	8.48 km 79% C	9.17 km 85% C

*1 地区における主要な経路の整備状況（令和3年3月末時点）は別添2のとおり。

*2 視覚障がい者誘導用ブロックの設置延長

梅田地区は令和3（2021）年3月末時点でC評価であり整備済みとはなっていませんが、整備延長は向上し道路のバリアフリー化整備が着実に行われており、高齢者や障がい者等の歩行環境の改善が図られています。

現在、主要な経路のうち未整備となっている区間には、工業学校表通線のように歩道がない区間等があります。

■交差点の進捗状況及び評価

基本構想における主要な経路を対象とした整備内容は主に次のとおりで、継続的に実施する違法駐車等を防止するための事業を除き、平成23（2011）年3月末までに全ての整備が完了しています。なお、違法駐車行為の防止に係る事業については、警察官の取締り活動に加え、駐車監視員による放置車両の確認事務を行うなど、継続的に行ってています。

- ・主要な経路上にある必要な交差点における、既設信号機への音響信号機（視覚障がい者用付加装置、音響式歩行者誘導付加装置等）の整備
- ・高齢者や身体障がい者等が通常の横断に要する歩行者用信号秒数の確保
- ・反射材等を用いた高輝度道路標識、道路標示の設置
- ・移動円滑化を阻害する違法駐車等を防止するための事業を重点的に推進
- ・必要な既設信号機への歩行者用信号灯器の設置・増設

計画どおり整備が完了したことにより、交差点のバリアフリー化が図られ、基本構想を作成した当時（平成15（2003）年4月時点）に比べ、高齢者、障がい者等が道路を横断するにあたっての安全性が確保されています。

(2) 市民・当事者から見たバリアフリー整備の現状

梅田地区では、現地確認も含めたワークショップを実施し、当事者の方々から意見を聴取しました。バリアフリー整備の現状に関する主な意見は次のとおりです。(詳しくは付属資料 1~3 を参照)

■駅舎に関する事項

項目	主な意見
1. 視覚障がい者 誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ○公共的な通路(デッキや地下通路等)における視覚障がい者誘導用ブロックが途中で途切れている箇所や敷設されていない箇所がある。 ○鉄道駅改札内において、視覚障がい者誘導用ブロック(警告ブロック含む)が途中で途切れている箇所がある。 ○周辺施設へ向かう経路に視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されておらず、わかりやすさと歩きやすさに配慮してほしい。 ○視覚障がい者誘導用ブロックと床面の色が似ているためブロックを認識・区別しにくい。 ○雨天の日など視覚障がい者誘導用ブロックが滑りやすく、危険である。
2. 音案内	<ul style="list-style-type: none"> ○身障者用切符券売機、触知案内図、点字運賃表、エレベーターなどの主要な設備の音声案内(アナウンス)が雑踏の音で聞こえづらい。 ○地下通路や改札やエレベーターの位置等を案内する音声案内が欲しい。
3. 案内・誘導	<ul style="list-style-type: none"> ○車椅子使用者や視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮したわかりやすい案内表示の使用や掲出位置など梅田地区全体で一貫した連続性のある案内・誘導をしてほしい。 ○案内・誘導サービス機器の操作性や情報の内容、表現、掲出位置などの提供方法を改善してほしい。 ○双方向コミュニケーション手段の提供方法や筆談マーク、耳マークなどを掲出してほしい。 ○エレベーターや改札等までの床案内(優先表示)は大きくて見やすく、車椅子利用者にとってもわかりやすい。
4. 切符の購入	<ul style="list-style-type: none"> ○券売機等のテンキーが反応しない。 ○視覚障がい者等の障害の特性に配慮した機器の操作性を確保してほしい(突き出し式ボタン等)。 ○車椅子使用者等の障害特性に応じた券売機等の構造や操作性を確保してほしい。 ○障がい者の特性に応じた双方向コミュニケーションの方法の確保や改善が必要(駅員さんの常駐やモニター)。一部駅では、インターホン画面において、駅員側が画面に表示されておりコミュニケーションをとりやすい。
6. エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ○乗り換え経路においては、エレベーターを利用する場合、大規模な迂回が必要な場合が多く、移動等が円滑化されたバリアフリールートの複数化が必要。 ○エレベーターの音案内やボタンの位置など障がい者に対応した使用の検討が必要。
11. トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ○車椅子トイレが男子トイレのゾーンにあるなど誰もが使いやすいトイレの配置やピクト等の表示の改善が必要。 ○大型ベッドが設置されていないトイレがある。

項目	主な意見
I 2.休憩設備	○精神障がい者、知的障がい者、妊婦、高齢者など様々な方が利用できるレストスペースが必要

■道路・交差点に関する事項

項目	項目番号	主な WS 等意見
(1) 歩行空間の整備	I.歩道の整備改良	○歩道の舗装の状態が悪く段差が大きい箇所がある。 ○歩道の勾配が急な箇所がある。
(2)案内・誘導施設の整備		○沿道の施設やエレベーターまで視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていない箇所がある。 ○通行量が多い公共的な通路(デッキ、地下通路)においては、視覚障がい者誘導用ブロックを両側に敷設してほしい。
(4)交差点等の整備		○横断距離が長い音響信号がある交差点においては、対面同士を異なる音にするなど安全にわたるための工夫をしてほしい。 ○音響信号を整備するだけでなく、それが適切な音響なのか、わかりやすいかという観点から再点検してほしい。
(5)交通結節施設(駅前広場)の整備		○音声案内の整備や案内表示など見やすさとわかりやすさを確保した表示方法を確保してほしい。 ○大阪駅前広場のバス停における全体案内がエレベーター前と 0 番乗り場にあるのは良い。

■その他

項目	主な WS 等意見
民間施設等	○商業施設内に入ると視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていないので敷設してほしい。 ○民間施設のエレベーターの位置や各階の案内がわかりにくく、案内・誘導が必要 ○トイレの仕様(非常用ボタンの位置、位置等の音声案内、ベッドの幅等)を改善してほしい。 ○男女別に分かれているトイレがあり、LGBTQ+の観点からは使いづらい ○ディアモール大阪のトイレ入口部のピクトはわかりやすい位置に掲出されていた。

I-5 今回の変更の趣旨

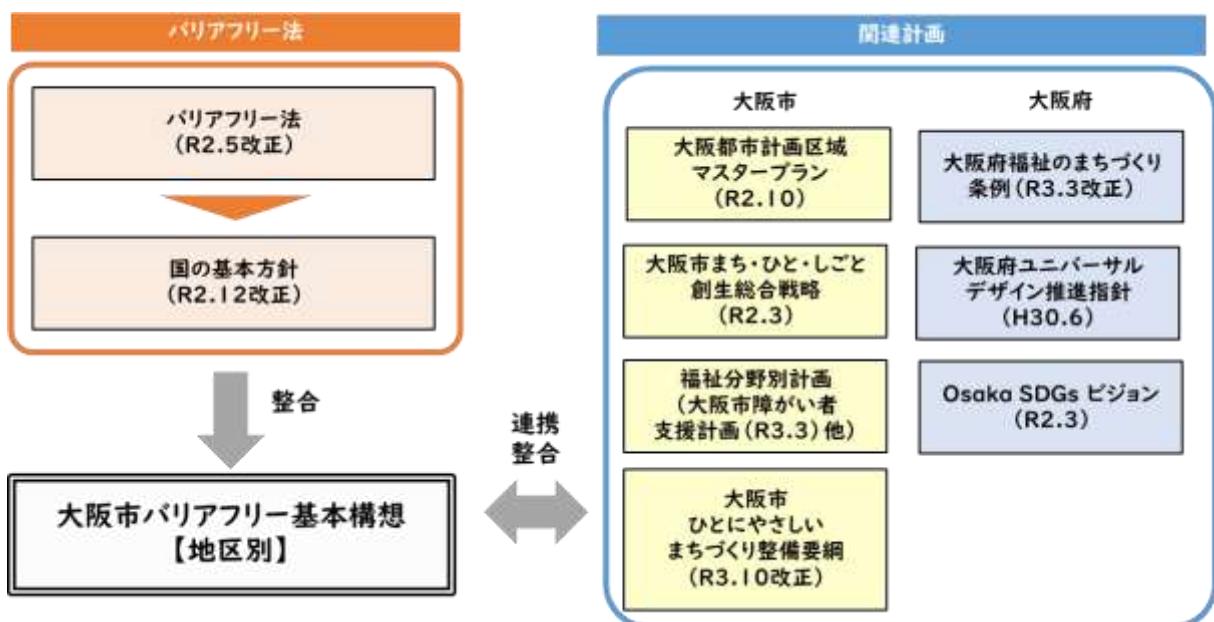
前述のとおり、作成した当時の基本構想(平成15(2003)年4月時点)に基づき、重点整備地区のバリアフリー化が着実に進展する中、梅田地区の土地利用の変化や社会状況の変化、市民・当事者等の意見などを踏まえた基本構想の変更が必要となっています。

I-6 基本構想の位置づけ

基本構想の変更にあたっては、令和2(2020)年・3(2021)年に施行されたバリアフリー法や移動等円滑化の促進に関する基本方針※(以下、「国的基本方針」という。)との整合を図ります。

また、大阪都市計画区域マスター・プランといった関連計画及び移動等円滑化に関する大阪府の条例等をはじめ、本市において従来より取り組んでいる「ひとにやさしいまちづくり整備要綱」といった関連計画及び施策等との連携・整合を図ります。

さらに、大阪・関西万博の開催にともない、各種ガイドラインが策定又は検討されていることから、これらの動きや内容を注視しながら基本構想の変更を進めます。



※バリアフリー法第3条「主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針を定めるものとする。」

2. 大阪市交通バリアフリー基本構想の基本的な考え方

2-1 基本理念[全地区共通]

基本構想の変更にあたって、策定時の基本構想、バリアフリー法、関連計画等を踏まえ、全地区に共通したバリアフリー化の基本理念を次のとおりとします。

すべての人が安全・安心で、円滑に移動等のできる空間や環境を形成することにより、生き生きと暮らせる都市の実現をめざす。

日本においては、本格的な高齢社会を迎え、高齢者の自立と社会参加による健全で活力ある社会の実現が求められています。また、障がい者が障がいのない者と同等に生活し活動する社会をめざすノーマライゼーションの理念の社会への浸透などを背景として、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に支え合う「共生社会」の実現が求められています。

さらに、近年、障害者の権利に関する条約の締結並びに障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）及び障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）等の関連法制の整備が進められてきました。これらの関連法制の整備に加え、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の施行や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、「包括的で誰も排除することのない、カバーされない人が生じることは許されない」というインクルージョンの理念も踏まえ、高齢者、障がい者等も含めた誰もが包摂され活躍できる社会の実現に向けた取組を進めることができます。

このような社会の実現のためには、高齢者、障がい者等が社会参加をするための重要な手段となる施設等の移動等円滑化を促進することが重要であり、社会的障壁の除去を図りながら、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づく全ての利用者に利用しやすい環境整備が求められています。

本市においても、誰もが自分らしく安心して暮らし続けることができる社会の実現をめざして、各種計画や方針等を示し様々な取組を実施しています。基本構想におけるこれまでの取組においては、重点整備地区におけるバリアフリー化が着実に進展する中、全地区共通の基本理念を定め、年齢や障がい等の違いに関わりなく、来訪者も含むすべての人が、安全・安心で生き生きと暮らせる都市の実現をめざして、引き続きバリアフリー化を推進していきます。

「来訪者を含むすべての人」(基本構想における対象者)

高齢者、障がい者等の移動制約者を念頭におきつつ、また、SOGIESC※の多様性に留意し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方につけて、外国人、妊産婦といった方も含めたすべての人とします。(参考資料1参照)

※:SOGIESC(ソジエスク)とは、4つの性の構成要素の頭文字を並べたもの。

性的指向・性自認・性表現・性的特徴

・性的指向:SO(Sexual Orientation:セクシュアル オリエンテーション)どの性別に恋愛感情や性的関心が向かうかという指向。

・性自認:GI(Gender Identity:ジェンダー アイデンティ)自分がどの性であるかという認識。

・性表現:E(Gender Expression:ジェンダー エクスプレッション)服装や言葉遣い、振る舞いなど自らの性をどう表現するか。

・性的特徴:SC(Sex Characteristics:セックス キャラクタリストクス)生物学的な性別を示す身体的特徴。

出典:交通アクセスに関するユニバーサルデザインガイドライン

2-2 基本方針[全地区共通]

基本構想の基本理念を実現するため、次の4つの基本方針により、バリアフリー化を推進します。

基本方針① 各地区的特性に応じた面的なバリアフリー化の継続的な推進

基本構想を策定する地区では、都心部の多くの鉄道路線が結節する巨大ターミナルを擁する地区や周辺部の地域の核となる地区など、各地区的特性に応じたバリアフリー化を進めしており、今後も継続していくことが必要です。

各地区的土地利用状況や整備の進捗状況を踏まえて、大規模開発計画に合わせた対応も含め面的なバリアフリー化を今後も着実に進めていきます。

基本方針② 誰にでも分かりやすい情報提供の充実

障がいのある人にとって、日常の場面における情報の取得や意思疎通は、バリアフリー化の推進において極めて重要な視点であり、令和4(2022)年5月には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されるなど、施設の整備(ハード)だけでなく、情報提供の充実や環境整備が重要となり、新たに基本構想に位置づけて取組を進めて行く必要があります。

高齢者・障がい者をはじめ、様々な利用者に対応した多様な手法による情報提供や、平常時のみならず災害発生時や事故発生時等の不測の事態における必要な情報の適切な提供等により、バリアフリー化の推進を図ります。

基本方針③ 「心のバリアフリー」の推進

施設のバリアフリー化に代表されるハードの整備が進んでも、真の意味でのバリアフリー化は図れません。高齢者や障がい者等に対して、国民ひとりひとりが高齢者、障がい者等の特性を理解し、接する必要があり、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う心のバリアフリーが重要となります。

心のバリアフリーの考え方を理解し、実際の行動に結びつけることができるよう、効果的な広報・啓発活動、教育活動に行政・事業者・市民が連携・協働して取り組み、心のバリアフリーの推進を図ります。

基本方針④ 行政・事業者・市民の連携・協働によるバリアフリー化の推進

すべての人が安全・安心で円滑に移動ができる空間形成の実現には、関係者の連携・協働は必要不可欠です。

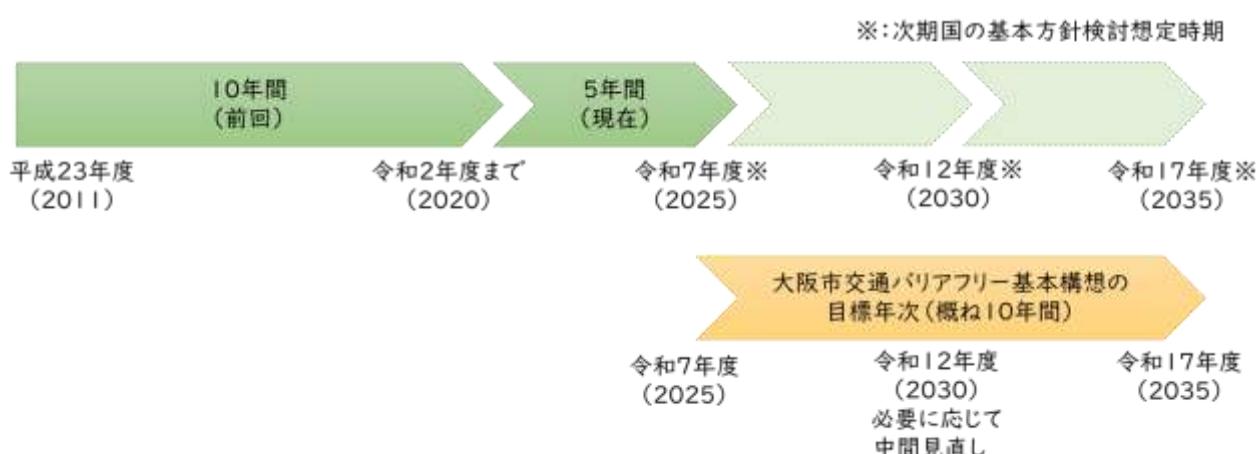
行政、公共交通事業者、交通管理者等の関係機関や市民・当事者等が、適切な役割分担のもと連携・協働しバリアフリー化の推進を図ります。ニア・イズ・ベターの観点から、重点整備地区ごとの市民・当事者等の意見を最も尊重することとします。

2-3 計画期間

バリアフリー法に基づく現行の国的基本方針の目標期間は、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等を踏まえ、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間となっています（前期は平成23(2011)年度から令和2(2020)年度末までの10年間）。

一方で、バリアフリー事業については、ハード整備を伴うものが多く、事業の検討や計画から完了までに一定の期間を要するものもあり、重点整備地区25地区内の施設についても、順次計画的に整備を進めていく必要があります。

これらを踏まえ、本市では基本構想の目標年次を令和7(2025)年度から令和17(2035)年度までの概ね10年間と設定します。ただし、概ね5年ごとに事業の実施状況の評価等を行うよう努めるとされているバリアフリー法の趣旨を踏まえ、基本構想の変更5年後の令和12(2030)年度に、必要に応じた中間見直しを行うものとします。

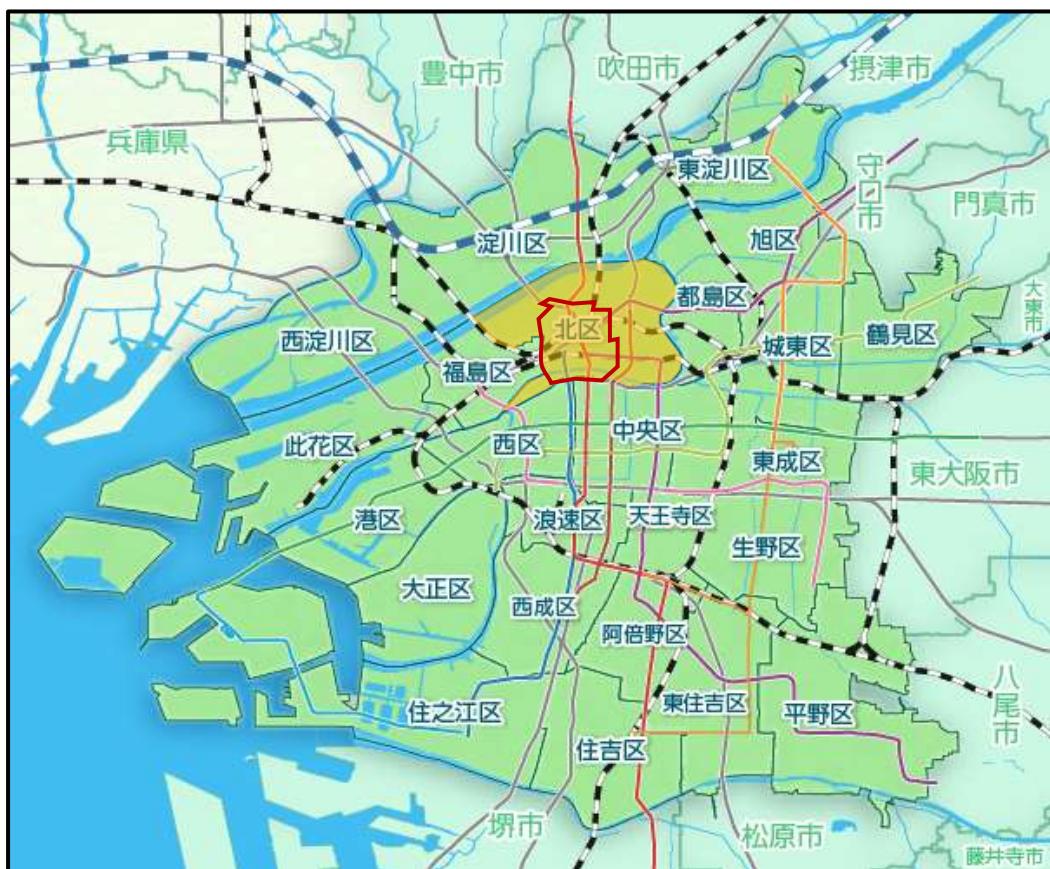


2-4 地区の概要

梅田地区は、JR大阪駅、北新地駅、阪急大阪梅田駅、阪神大阪梅田駅、Osaka Metro 梅田駅、東梅田駅、西梅田駅の7駅が立地する大ターミナル地区です。これら7駅の一日平均利用者数は約236万人で、通勤通学者の他に関西を来訪する人々の玄関口となっています。

地区内では、JR 大阪駅西側や南側には、JP タワー大阪 (KITTE 大阪)、大阪ステーションシティ、大阪駅前ビル群、百貨店をはじめ商業・業務ビルが建ち並び、面的に地下街が形成されており、地上、地下及びデッキ等による多層的な歩行者ネットワークが形成されています。また、JR 大阪駅北側にグランフロント大阪が開業し、うめきた2期エリアにおいて面的な開発が進められています。

さらに、JR 大阪駅(うめきた地下口)～JR 難波駅・南海新今宮駅間をつなぐ、なにわ筋線の開業に向け事業が進められており、交通拠点としてのさらなる向上が期待されます。



梅田地区の位置

鉄道駅乗降客数

鉄道駅	乗降客数(千人/日)	
	基本構想作成 当時(H15)	R1 年度※
JR 西日本(東海道線)大阪駅	849	845
阪急(神戸線・宝塚線・京都線)大阪梅田駅	601	513
阪神(本線)大阪梅田駅	192	170
Osaka Metro(御堂筋線)梅田駅	450	442
Osaka Metro(谷町線)東梅田駅	169	168
Osaka Metro(四つ橋線)西梅田駅	121	118
JR 西日本(JR 東西線)北新地駅	86	101
合計	2468	2357

※新型コロナウイルス感染症拡大前の数値

2-5 地区のバリアフリー化方針

(1) バリアフリー化整備の背景

梅田地区は、大阪市を代表するターミナルです。これまで、基本構想の「誰もが安全に快適に移動できる立体的な回遊都市の形成」を地区の基本理念として、橋上駅から地下駅への乗り換えに係るエレベーターの整備が進められてきました。また、駅舎内においては、ホームの安全対策やトイレの多機能化が図られ、主要な経路では、歩道における視覚障がい者誘導用ブロックの敷設、音響信号機の設置が進められてきました。さらに、大阪駅前地下道などの整備が進められ、地下・地上・デッキ等の各レベルで円滑な移動が可能な歩行者空間が整備されてきました。今後、うめきた2期区域の全体まちびらきや大阪新阪急ホテル・阪急ターミナルビルの建替や阪急三番街の全面改修プロジェクトである「芝田1丁目計画」などにより、まちの回遊性の向上、歩行者ネットワークの形成が期待されます。

一方、近年、障害者権利条約をはじめとする関連法制の整備に加え、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、2025年の大阪・関西万博の開催等を契機として、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、すべての利用者に利用しやすい環境整備とともに、すべての人が、社会的障壁の除去を含む心のバリアフリーの考え方を理解し、実際の行動に結びつけることができるよう、効果的な広報・啓発活動、教育活動に行政・事業者・市民が連携・協働して取り組み、すべての人が快適で安全に移動することができるまちづくりをめざすことが求められています。

(2) 現状の主な課題

現地確認を含めたワークショップにおける市民・当事者等の意見などを踏まえ、現状の課題を以下に示します。

1) 鉄道駅

- ・JR大阪駅や阪急大阪梅田駅、阪神大阪梅田駅などは、ホームや改札口数が多い大ターミナル駅です。
このため、利用動線が錯綜し、車いす使用者や視覚障がい者などが安全な動線を確保することが困難であることから、適切な案内・誘導が必要となっています。
- ・7駅ともにエレベーター等による高低差の解消が行われていますが、改札口の数が多い大ターミナルでは、エレベーターの位置によっては大きな迂回が生じる、エレベーターの位置がわからない、混雑しており利用できないなど利用のしやすさの向上が必要となっています。
- ・利用者が多く、非常に混雑しているため、ホームなど狭い場所での安全対策や無人改札における利用のしやすさの確保などについて検討が必要となっています。
- ・バリアフリートイレ内の大型ベッドの設置、高齢者、障がい者、異性介助者、LGBTQ+、乳幼児連れの人等すべての人が利用しやすいトイレの設置、長距離移動や人込み、音や光などの環境に配慮したカームダウン・クールダウンスペースの設置などの検討が必要となっています。

■これまでの取組内容の充実や継続した取組に関する課題

- ・障がい特性に配慮した券売機・精算機の構造(蹴込み、設置高さ等)の改善、音声案内装置の設置及び音量の改善

- ・車両とホームの段差の解消、ホームにおける列車の案内や安全対策(ホーム柵の設置)
- ・駅舎内及び周辺施設のわかりやすい案内・誘導

■社会状況の変化等に応じた取組に関する課題

- ・無人改札への対応(インターホンの音声案内の整備や点字対応等、多様な障がい特性への対応)
- ・エレベーターの増設及び大型化
- ・バリアフリートイレにおける大型ベッドの設置、バリアフリートイレの機能の分散化、オールジェンダートイレの設置(配置・仕様)やカームダウン・クールダウンスペースの設置

2) 乗り換え経路

- ・7駅の相互乗り換えがあるため、乗り換え動線が複雑で複数あり、橋上駅から地下駅への乗り換え経路には、複数回の上下移動が伴います。エレベーターの位置がわからない、混雑しており利用できない、エレベーターの停止階案内において他の鉄道駅への乗り換え案内がなく降車階がわからないなど利用のしやすさの向上が必要となっています。
- ・一般的な経路とバリアフリールートが異なる場合において、一般的な経路の他に、バリアフリールートの案内・誘導が必要です。
- ・JR 大阪駅は、梅田地区の核となる旅客施設であり、外国人を含め利用者が多く混雑し、歩行者動線が錯綜していることから、車いす使用者や視覚障がい者等は移動しにくい状況です。
- ・JR 大阪駅は、御堂筋口改札や連絡橋口改札等にエレベーターが設置され、バリアフリールートが確保されていますが、中央口改札のバリアフリー化については、改札内にエレベーターが設置されていないため、各ホームから中央口改札へ移動ができません。また、中央口改札から阪神大阪梅田駅百貨店口の移動経路は、階段とエスカレーターのみとなっており、車いす使用者はJR大阪駅御堂筋口方面からエレベーターを利用して地下に移動しており、大きな迂回が生じています。
- ・また、Osaka Metro 谷町線東梅田駅から阪神大阪梅田駅百貨店口の乗り換え経路上に、階段があり、車いす使用者は大きな迂回が生じています。エレベーター等上下移動設備の設置の検討、エレベーター位置や迂回の少ない経路の案内などすべての人にとってわかりやすい案内・誘導の検討が必要です。

■これまでの取組内容の充実や継続した取組に関する課題

- ・乗り換え経路の視覚障がい者誘導用ブロックについて、敷設位置の見直しや追加、人通りの多い乗り換え経路における両側への敷設の検討、黄色以外の誘導用ブロックで床面と区別が困難な箇所における床面との色彩組合せに配慮した整備、維持管理
- ・エレベーターなどの上下移動設備の設置やエレベーター位置及び周辺施設のわかりやすい案内・誘導、利用者が多い経路における視認しやすい掲出位置等に配慮した案内・誘導、バリアフリールートの案内・誘導

3) 道路・交差点・駅前広場

- ・梅田地区では広幅員の歩道が整備されています。この空間を有効活用し、より安全で安心して移動できる歩行者ネットワークを形成する必要があります。

- ・歩道と車道の境界部の段差や歩道の勾配が大きい箇所があるほか、視覚障がい者誘導用ブロックが途切れている、黄色以外で誘導用ブロックが歩道と区別がしにくい箇所があるなど、車いす使用者や視覚障がい者等が移動しにくい状況です。
- ・梅田地区は広域的な幹線道路により街区が形成されています。このため、横断距離の長い横断歩道が多数あります。横断歩道を安全に横断するために、音響信号機の音量の調整などについて検討する必要があります。
- ・梅田地区は駅前広場が整備されており、鉄道、バスやタクシーなどその他交通機関と道路の連携を図りながらバリアフリー整備を行う必要があります。バス停留所位置の点字等による表示方法など、すべての人にとってわかりやすい案内・誘導の検討が必要です。

■これまでの取組内容の充実や継続した取組に関する課題

- ・車道と歩道の縁石の段差の解消及び歩道の勾配の改善
- ・音響信号機の音量や方式の見直し
- ・生活関連経路における視覚障がい者誘導用ブロックの敷設位置の見直しや追加、人通りの多い生活関連経路における両側への敷設の検討、黄色以外の誘導用ブロックで歩道と区別が困難な箇所における歩道との色彩組合せに配慮した整備、維持管理
- ・駅前広場におけるバス停留所位置の点字等による表示方法の改善

4) 地下街

- ・梅田地区の地下街は面的に整備され、周辺の商業・業務施設と接続されており、地上に比べると視覚情報が得られず現在地や周辺施設位置を把握することが困難です。エレベーターやバリアフリートイレ等が記載された施設案内板の設置や地図などによる事前情報の提供などにより、すべての人にとってわかりやすい情報の提供が必要です。
- ・バリアフリートイレ内の大型ベッドの設置、高齢者、障がい者、異性介助者、LGBTQ+、乳幼児連れの人等すべての人が利用しやすいトイレの設置などの検討が必要となっています。

■これまでの取組内容の充実や継続した取組に関する課題

- ・施設案内及び周辺施設のわかりやすい案内・誘導

■社会状況の変化等に応じた取組に関する課題

- ・バリアフリートイレにおける大型ベッドの設置、バリアフリートイレの機能の分散化、オールジェンダートイレの設置（配置・仕様）

5) 地上と地下の連続性確保

- ・梅田地区の多層構造を活かして立体的な歩行者ネットワークを機能させるには、いつでも、だれでも快適に上下移動できるよう、地上と地下の円滑な移動を確保する必要があります。主な道路横断箇所（主要な交差点）の地上と地下の連続性が望まれる箇所を「結節拠点」として位置づけ、地上と地下の上下移動の円滑化及び平面横断の円滑化を図り、立体的な歩行者ネットワークを構築します。

■これまでの取組内容の充実や継続した取組に関する課題

- ・地上と地下の上下移動の円滑化及び平面横断の円滑化

(3) 地区のバリアフリー化方針

これらの課題を踏まえ、前述の2-2 基本方針[全地区共通]の基本方針①「各地区的特性や土地利用状況、整備の進捗状況を踏まえたバリアフリー化の継続的な推進」に沿った梅田地区のバリアフリー化方針を次のように考えます。

方針1 面的、多層的に形成された歩行空間のバリアフリー化の推進

面的にネットワーク化された地上経路、地下経路、デッキ等やそれらを連結するエレベーターなど既存ストックを有効活用して、季節や天候などにあわせて複数の経路が選択できるような立体的な歩行空間のネットワークを形成し、面的、多層的なバリアフリー化を図ります。

方針2 わかりやすい案内・誘導の充実

案内・誘導サインの整備・改善などによる「わかりやすさ」を向上させることにより、「迷うこと」や「探すこと」による移動の負担感を軽減するような対策を推進します。

3. 重点整備地区の選定及び区域の設定の考え方

各重点整備地区では、特定事業の進捗率は100%に到達しておらず、また、完了事業についても、適切な維持管理とともに、バリアフリー法の改正等を踏まえた更なる整備の推進が必要となります。

また、本市では、鉄道ネットワークが充実していることから、多数の高齢者・障がい者等が利用すると考えられる施設の多くが、鉄道駅を中心とした徒歩圏内に集積しています。

加えて、国の基本方針においても、特定旅客施設を含む重点整備地区を設定することが、引き続き特に求められるとされています。

以上のような点から、本市の特性、バリアフリー法及び国の基本方針を踏まえ、鉄道駅舎を含むこれまでの重点整備地区及びその区域を継続することを基本とし、鉄道の整備状況及び各地区的開発状況を踏まえ、必要に応じて区域の変更を行います。

また、重点整備地区の追加については、今後継続的に検討を行います。

重点整備地区(25 地区)



生活関連施設・生活関連経路（鉄道の整備状況及び各地区的開発状況）を再確認し、必要に応じた、重点整備地区の区域変更の検討

重点整備地区に選定すべき地区がないかの確認など、重点整備地区の追加の検討

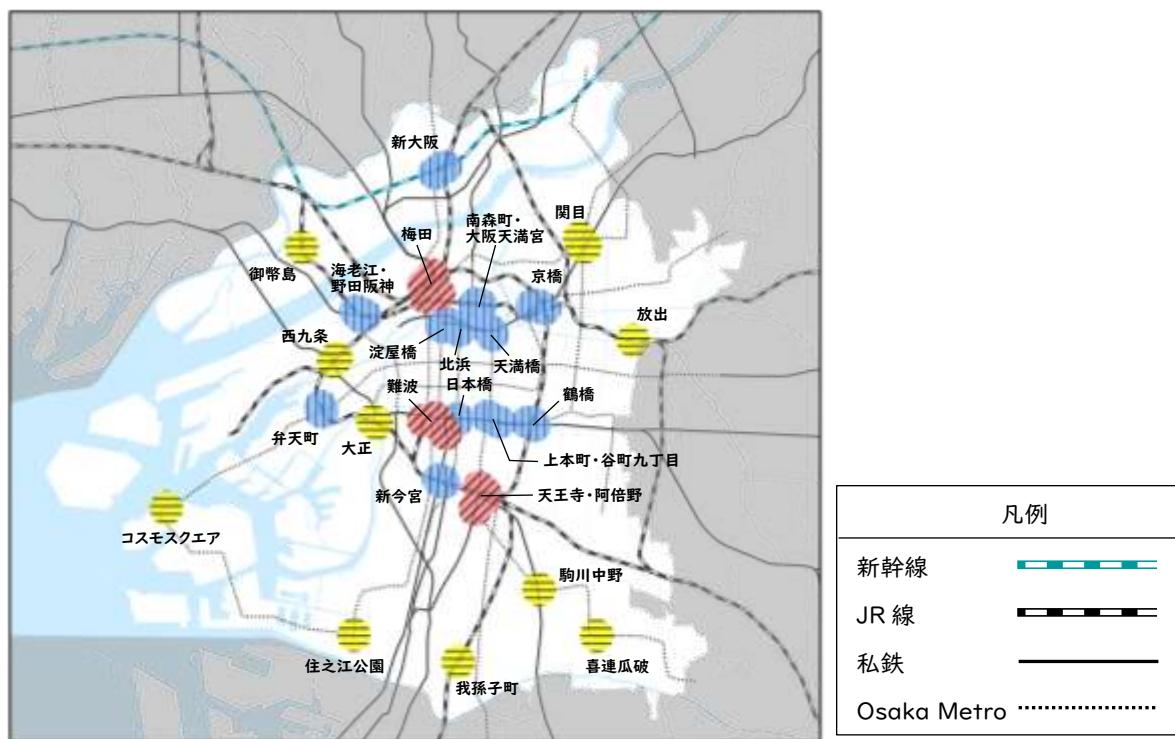
3-1 重点整備地区選定の考え方

重点整備地区選定の考え方は、利用者数をはじめ乗換経路や駅から施設間のバリアフリー化の観点から次のとおりとしています。

- ①乗降客数が10万人以上の旅客施設を含む地区
 - ②他社線への乗り換えが多い旅客施設を含む地区
 - ③徒步圏に官公庁施設、福祉施設が集積している旅客施設を含む地区

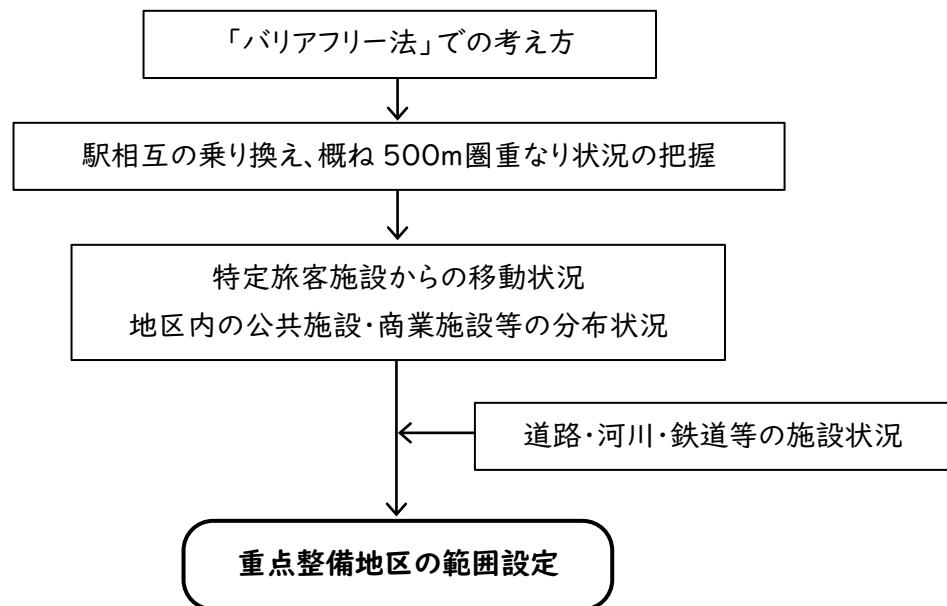
上記の考え方を踏まえ、選定した地区（25地区）は次のとおりです。

基本構想策定地区		選定理由
 3地区	第1次〈平成15(2003)年4月策定〉3地区 梅田、難波、天王寺・阿倍野	<ul style="list-style-type: none"> 乗降客数の上位3地区 4駅以上が集中し、交通機関相互の乗り継ぎが多い駅を選定
 12地区	第2次〈平成16(2004)年4月策定〉12地区 京橋、鶴橋、南森町・大阪天満宮、天満橋、北浜、淀屋橋、新大阪、新今宮、日本橋、上本町・谷町九丁目、弁天町、海老江・野田阪神	<ul style="list-style-type: none"> 乗降客数が10万人以上で、他社線乗り換えの多い駅を選定
 10地区	第3次〈平成17(2005)年4月、 平成18(2006)年4月策定〉10地区 西九条、閔目、放出、喜連瓜破、御幣島、我孫子町、大正、住之江公園、コスモスクエア、駒川中野	<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺の徒歩圏に官公庁施設、福祉施設が集積している駅を選定



3-2 重点整備地区の区域設定の考え方

重点整備地区の区域については、本市では、複数の駅が集中していることから、駅相互の乗り換え状況及び徒歩で移動できる距離を想定して各駅から概ね 500m圏の重なり状況、また、駅周辺の公共施設及び商業施設の分布状況やそれらへ至る移動経路の状況を考えながら、道路・河川・鉄道などで設定しています。



3-3 地区における重点整備地区の区域設定

梅田地区では、以下の考え方に基づいて、面積約 175ha の区域を重点整備地区として設定します。

(1)駅を中心とした概ね 500m 圏の範囲

JR 大阪駅、北新地駅、阪急大阪梅田駅、阪神大阪梅田駅、Osaka Metro 梅田駅、東梅田駅、西梅田駅から概ね 500m 圏の範囲で設定します。

(2)大阪の「顔」としてふさわしい都市機能（文化、交流、商業、業務施設など）が面的に集積した範囲

梅田地区には人々の交流や来訪者へのもてなしの場となるホールやホテルが立地するほか、商業、業務機能が大阪駅の北側、南側に面的に集積しています。大阪の「顔」としてふさわしい、質の高い潤いとゆとりある都市空間を目指すべき区域として、重点整備地区を位置づけます。

(3)広域的な利用がある医療施設を含む範囲

梅田地区には大阪中央病院、済生会中津病院など広域的な利用がある医療施設が立地しています。駅から医療施設までの経路を含む範囲を重点整備地区として位置づけます。

(4)障がい者、高齢者、来訪者など誰もが回遊し、「梅田」を楽しむ範囲

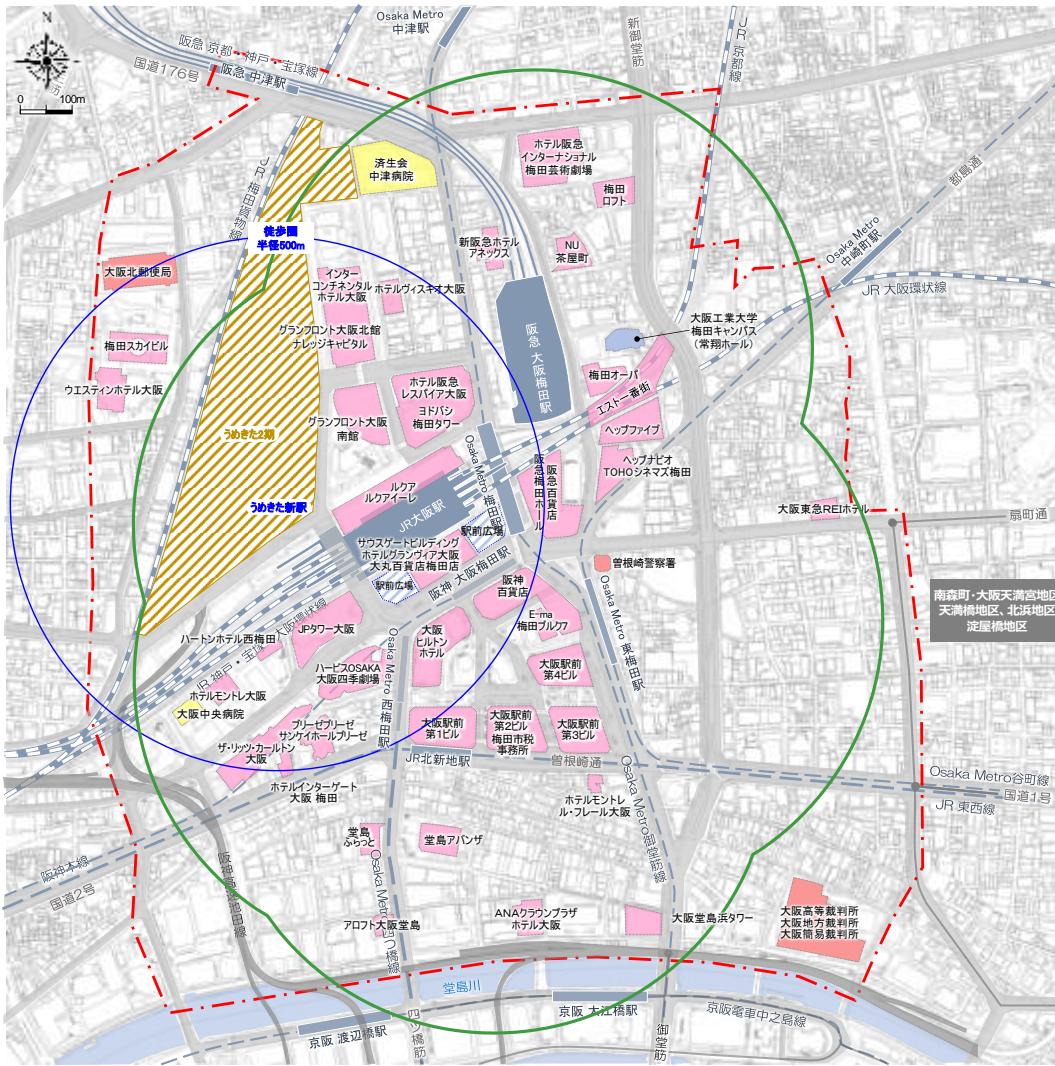
梅田地区は前述のとおり、文化、交流、商業など様々な都市機能が面的に集積しています。梅田地区の回遊性を活かして、障がい者、高齢者、来訪者など誰もが「梅田」を楽しめる範囲を重点整備地区に位置づけます。

(5)地上、地下、デッキによる多層構造を活かした歩行空間ネットワークが形成できる範囲

梅田地区は歩道が面的にネットワークされているほか、地下街も面的に発達しています。このような多層構造を活かした立体的な歩行空間ネットワークを形成すべき範囲を重点整備地区に位置づけます。

重点整備地区(面積約 175ha)

凡例	
	重点整備地区
	駅を中心とした500m圏
	JR
	私鉄（地上）
	私鉄（地下）
	駅前広場
生活関連施設（施設別）	
	旅館施設
	官公庁施設・公益施設等
	教育・文化施設等
	医療・福祉施設
	公園・運動施設等
	商業・宿泊施設
	その他の施設



 生活関連施設となりうるもので事業中等の建物、地域

4. 生活関連施設及び経路設定の考え方

4-1 生活関連施設設定

生活関連施設の考え方については、次のとおりとします。

高齢者、障がい者をはじめ多くの人々が利用すると考えられる次表の区分及び種類にあげた施設

区 分	種 類
旅客施設	特定旅客施設(鉄道駅舎、バスターミナルなど)
官公庁等施設	府庁、市役所、区役所、警察署、裁判所、税務署、保健福祉センター、郵便局など
教育・文化施設	図書館、区民センター、区民ホール、劇場、特別支援学校、大学、博物館、美術館、映画館など
医療・福祉施設	病院、診療所、老人福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設など
商業施設	百貨店、大規模小売店舗など
宿泊施設	大規模ホテルなど
公園・運動施設	公園、スポーツセンター・体育館・プール、その他屋外・屋内施設など
その他	各地区で選定した施設(観光施設、寺社など)

生活関連施設一覧

策定当時の基本構想における主要施設に加え、各地区の土地利用状況の変化等を踏まえ、生活関連施設を選定します。

区分		生活関連施設一覧
旅客施設		JR 大阪駅
		JR 北新地駅
		阪急大阪梅田駅
		阪神大阪梅田駅
		Osaka Metro 御堂筋線梅田駅
		Osaka Metro 谷町線東梅田駅
		Osaka Metro 四つ橋線西梅田駅
官公庁等施設	官公庁施設	阪急中津駅
		曾根崎警察署
		大阪高等裁判所
		大阪地方裁判所
	梅田市税事務所	大阪簡易裁判所
教育・文化施設	郵便局、銀行	大阪北郵便局
	文化施設	大阪工業大学梅田キャンパス
		梅田芸術劇場
		大阪工業大学梅田キャンパス(常翔ホール)
		阪急うめだホール
		大阪四季劇場
		サンケイホールブリーゼ
医療・福祉施設	教育施設	ナレッジキャピタル
		大阪工業大学梅田キャンパス
	医療施設	梅田ロフト
商業施設		梅田オーパ(ABC-MART 梅田ビル)
		ヨドバシ梅田タワー
		梅田エスト(エスト一番街)
		ヘップファイブ
		ヘップナビオ(TOHO シネマズ梅田含む)
		阪急百貨店
		サウスゲートビルディング
		大丸百貨店梅田店
		阪神百貨店
		大阪駅前第1ビル
		大阪駅前第2ビル

区分		生活関連施設一覧
商業施設		大阪駅前第3ビル
		大阪駅前第4ビル
		堂島アバンザ
		堂島ふらっと
		ルクア、ルクアイーレ(大阪ステーションシネマ含む)
		ハービス OSAKA(ハービス PLAZA、ハービス PLAZA ENT)
		ブリーゼブリーゼ
		E-ma(梅田ブルク7含む)
		NU 茶屋町
		グランフロント大阪北館
		グランフロント大阪南館
		梅田スカイビル
宿泊施設		JP タワー大阪(KITTE 大阪)
		ホテル阪急インターナショナル
		ホテル阪急レスパシア大阪
		ホテルグランヴィア大阪
		大阪ヒルトンホテル
		ザ・リッツカールトン大阪
		インターモンチネンタルホテル大阪
		ANAクラウンプラザホテル大阪
		ウェスティンホテル大阪
		ホテルモントレ大阪
		JP タワー大阪(大阪ステーションホテル)
		大阪堂島浜タワー(カンデオホテルズ大阪ザ・タワー)
		ホテルインターナショナル大阪梅田
		ハートンホテル西梅田
		大阪東急RE I ホテル
		ホテルヴィスキオ大阪
公園・運動施設	公園	ホテルモントレ ル・フレール大阪
		アロフト大阪堂島
その他の施設	その他	新阪急ホテルアネックス
		-
		-

4-2 生活関連経路設定

全ての経路においてバリアフリー化されることが最も望ましいですが、梅田地区では広い範囲で面的に広がった歩行者ネットワークを形成しているため、整備量が膨大なものとなります。このため、優先的に整備を行う経路を生活関連経路として設定します。

生活関連経路は、1)地上経路、2)地下経路、3)デッキ等、4)地上と地下の連続性確保(結節拠点)、5)乗り換え経路に分類し設定します。設定の基本的考え方を以下に示します。

(1) 地上経路

大阪駅前ビル群が集積する地区を中心に生活関連施設が集積する東西南北各エリアを結ぶ幹線軸を生活関連経路として設定します。

(2) 地下経路

全ての地下経路を生活関連経路として設定します。

(3) デッキ等

自動車との完全分離が図れて安全に通行できることから、移動の円滑化を図る歩行者ネットワークの一つとして設定します。

(4) 地上と地下の連続性確保(結節拠点)

主な道路横断箇所(主要な交差点)及び地上、地下の連続性が望まれる箇所を「結節拠点」として位置づけ地上と地下の上下移動の円滑化及び平面横断の円滑化を図り、立体的な歩行者ネットワークの拠点として機能させます。

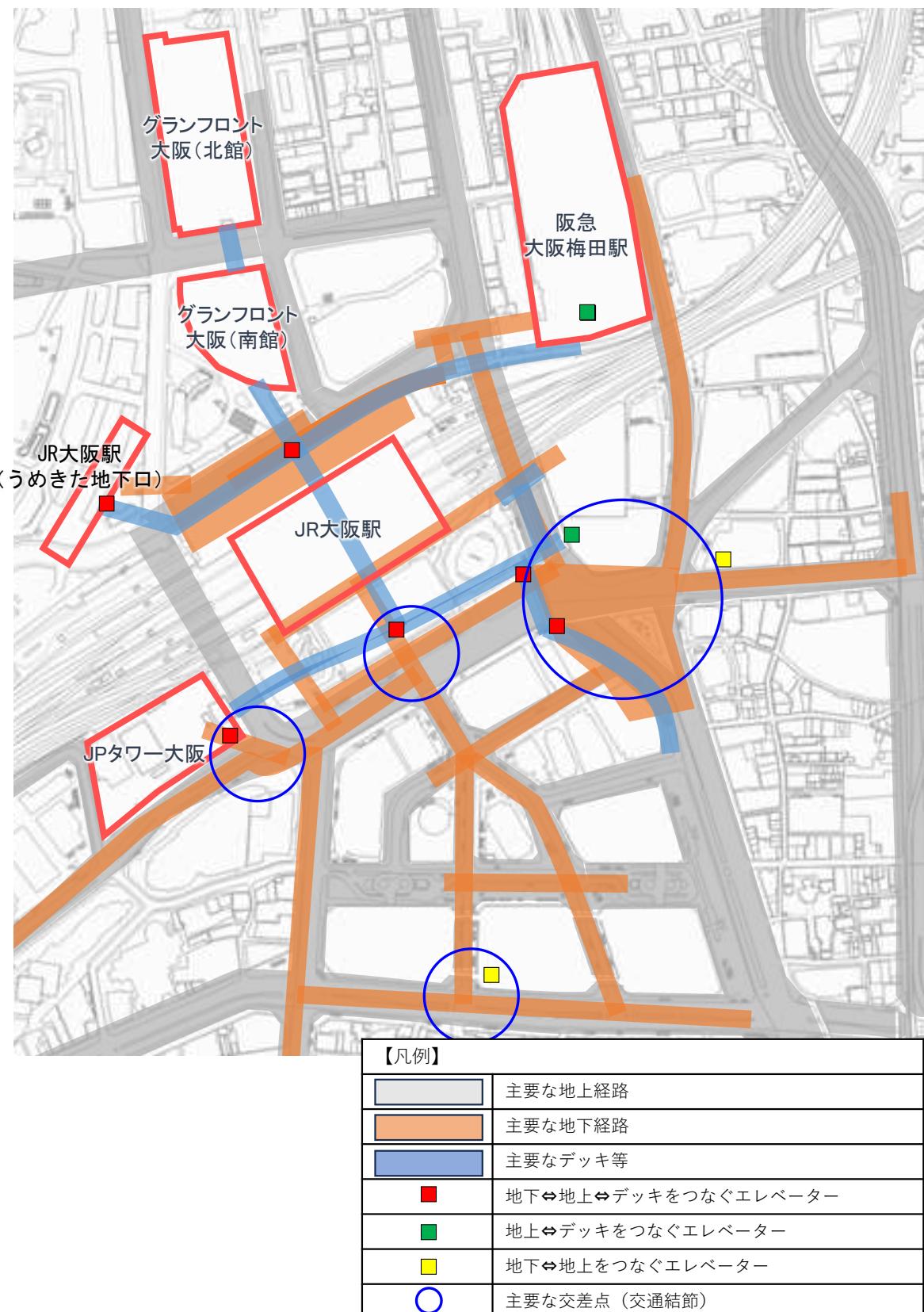
(5) 乗り換え経路

車椅子使用者、視覚障がい者、健常者等の視点で乗り換え経路を設定します。

生活関連経路の路線名

番号	路線名
1	国道1号
2	国道25号
3	国道2号
4	国道176号
5	国道423号
6	中津太子橋線
7	扇町公園南通線
8	南北線
9	梅田線
10	大阪駅北通線
11	大阪環状線
12	梅田北野線
13	豊崎鶯洲線
14	大淀区第212号線
15	北野消防署横通線
16	東梅田線
17	梅田駅前線
18	曾根崎中2丁目東西線
19	梅田駅前東筋線
20	元樋之筋線
21	工業学校表通線
22	北区第9705号線
23	グランフロントデッキ
24	大淀区第2号線
25	済生会病院西通線
26	北区第9701号線
27	梅田貨物駅西横線
28	北区第2019-03号線
29	堂島海老江線
30	天満市場線

図表1 地上と地下の連続性確保（結節拠点）

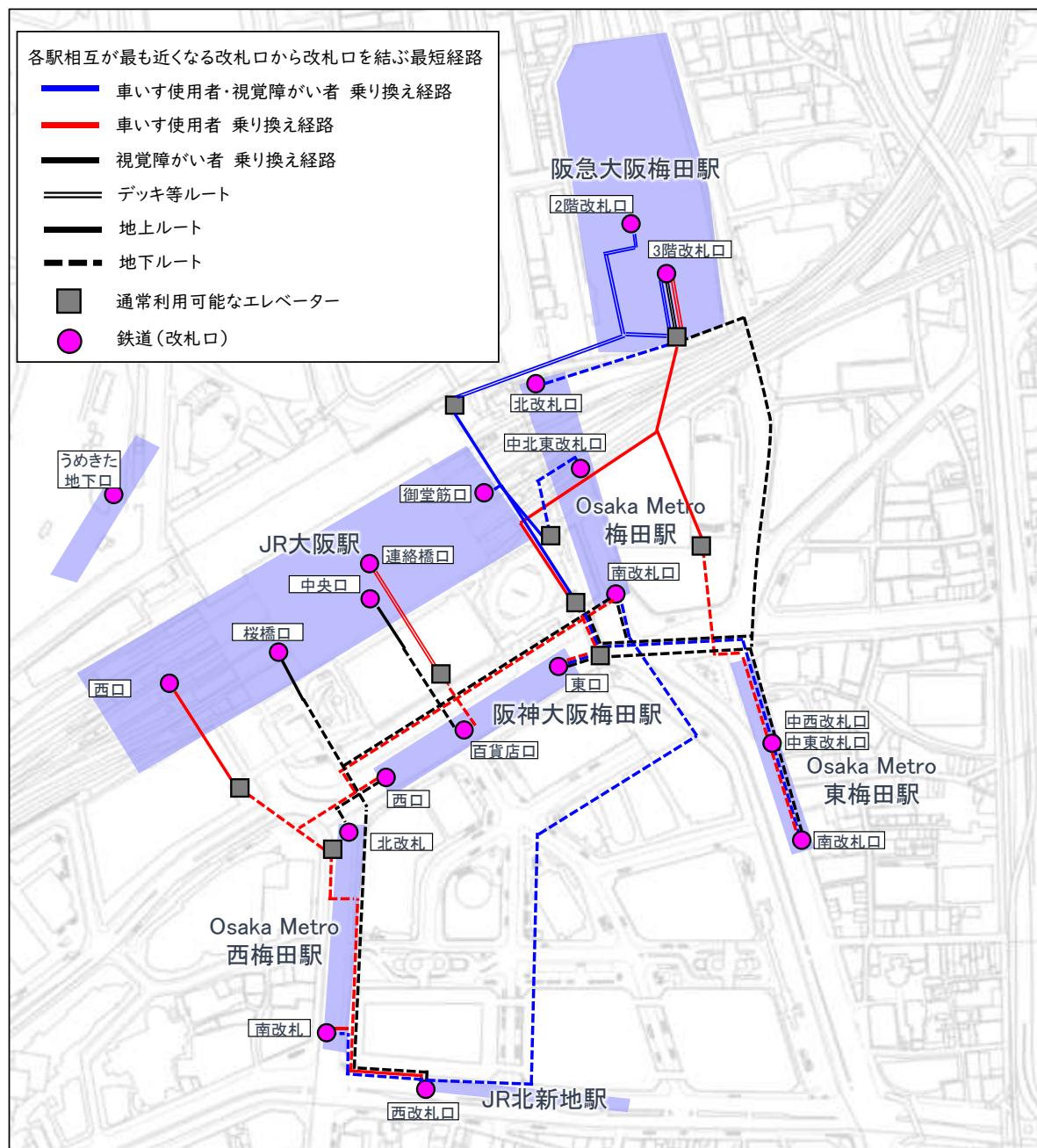


図表2 乗り換え経路

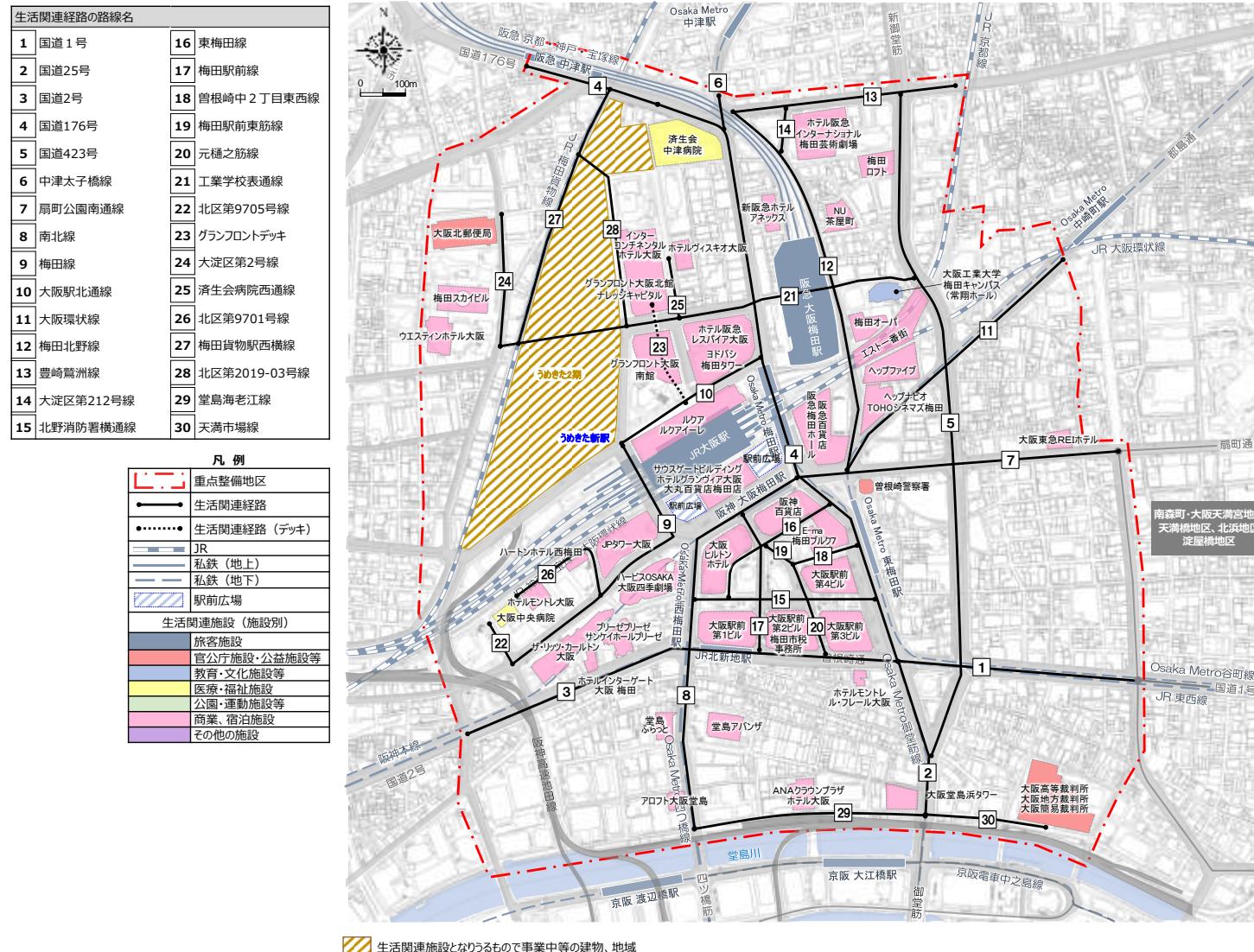
改札からホームまでエレベーターが設置されている最寄りの改札口

JR	JR大阪駅	御堂筋口、連絡橋口(3F)、西口
	JR北新地駅	西改札口
阪急	阪急大阪梅田駅	3階改札口、2階改札口
阪神	阪神大阪梅田駅	東口、百貨店口、西口、
Osaka Metro	御堂筋線 梅田駅	北改札口、中北東改札口、南改札口
	谷町線 東梅田駅	中西改札口、中東改札口、南改札口
	四つ橋線 西梅田駅	南改札口

主要な乗り換え経路



4-3 地区における生活関連施設・経路図(経路図・一覧)



5. 整備等の方針・内容

5-1 基本構想の枠組み

本市においては、バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例、及び大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱等に基づき、駐車場、公園や建築物等の本市施設について、高齢者、障がい者をはじめすべての市民が安全かつ快適に利用することができるよう整備を行うとともに、民間施設の誘導を行っています。

特に、移動等円滑化の観点から、市内の主要な駅を中心とした25地区を重点整備地区として定め、交通バリアフリー基本構想を策定するとともに、それに基づき駅施設や駅施設間の乗り換え経路、また駅周辺の主要な施設に至る道路等の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しています。

以上のような点から、施設の利用者数及び移動等円滑化に係る施設特性等を踏まえ、基本構想の枠組みを次のとおりとします。

①施設内及び各施設間の移動等円滑化が特に重要で、基本構想において、優先的に事業の義務化や進捗管理を行うもの。

特定事業等として位置づけ：公共交通特定事業（鉄道施設、バス車両、タクシー車両）
道路特定事業（道路）
交通安全特定事業（交差点）
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）

②各施設の大規模改修や建替え時等において、①の特定事業との一貫したバリアフリー化が図られるよう、望ましい整備の考え方を示すもの。

移動等円滑化に関する整備方針を示す：建築物、都市公園

5-2 変更の視点や考え方

国の基本方針やガイドラインの見直し、現行の移動等円滑化基準の内容を踏まえた整備等の充実及び変更を行います。

また、策定時の基本構想において検討するとされているものは、整備の必要性をはじめ、実現可能な整備や代替案について、整備の方向性を位置づけます。

なお、変更にあたっての新たな視点は次のとおりです。

- ①令和2(2020)年の国の基本方針の改正において新たな目標が定められたことなどを踏まえ、各施設のバリアフリー化の状況等も勘案しつつ、新たな整備内容を位置づける。
- ②ハード対策によるバリアフリー設備の整備等の効果が十分に発揮されるよう、施設・設備の目的に応じた役務の提供等のソフト対策の強化による、バリアフリーの高度化をめざす。
- ③「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえた情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーション手段の充実を図るため、新たな整備内容を位置づける。
- ④心のバリアフリーを推進するため、教育啓発に関する取組を新たに特定事業に位置づける。
- ⑤地域性や施設の利用状況等の特性（利用者数、施設の構造及び施設間の配置、駅員の配置等）を考慮し、地区（駅舎）ごとに求められる整備の水準について検討し、整備項目及び文言を精査・整理する。

5-3 整備区分と時期

整備区分は次のとおりです。

整備区分	内容	備考
● 特定事業	整備内容と完成時期を明確にして進める事業	特定事業として進捗管理する事業でかつ評価の対象
○ 関連事業	整備の具体化に向けて検討や関連機関との協議が必要となる事業	関連事業として定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外
維持更新	整備済であるが、維持管理時において補修・更新等の機会を捉えて整備を行う事業	必要に応じて実施状況の確認を行う
継続実施	現在でも対策を行っており、継続して実施する事業（主にソフト的な事業）	定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外

整備時期は次のとおりです。

前期：令和12(2030)年までに整備

後期：令和17(2035)年までに整備（検討に時間要するもの、構造の変更を伴い大規模改修等の時期を捉えて実施するもの）

※整備内容が同じであっても、各地区及び施設の状況により整備時期が異なる場合があります。

5-4 鉄道施設の整備等の方針・内容

5-4-1 はじめに

公共交通特定事業の整備について、基本構想を作成した時点では検討事項となっていた事業を含め、基本構想を作成した当時(平成18(2006)年4月時点)に比べると、大幅にバリアフリー化されており、高齢者、障がい者等の鉄軌道による移動にあたり必要とされる整備が一定の水準まで進んでいますが、一部の事業について整備が完了していないものがあります。

また、別添1で示した11の整備項目に係る18の事業の整備の進捗率について、対象となる65駅において整備済み(評価A)となっているものは、令和3(2021)年3月末時点では11事業となっています。

未整備となっている事業には、一部の駅舎において整備が完了していないものや、基本構想作成時に検討事項となっていたものがあり、大規模な改良時などに整備が行われているものの、構造上整備が難しいものや、新たな技術開発が必要となるなど引き続き検討が必要なもの等があります。

なお、令和4(2022)年度以降、引き続き整備を促進し、未整備となっている事業の整備率は令和6(2024)年度末に更に向上する見込みです。

■令和3(2021)年3月末時点で未整備となっていた事業

整備項目	整備内容	令和3(2021)年 3月末	令和6(2024) 年度末見込み
視覚障がい者 誘導用ブロック	車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設	64駅 99%	65駅 100%
音案内	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設位置に合わせ、音案内の提供を検討	21駆 32%	23駆 35%
券売機	車椅子使用者に配慮した蹴込みの構造等の検討。それ以外の細部の仕様は更新時期等に合わせ整備に努める	31駆 48%	32駆 49%
エレベーター	乗り換え経路の確保 [対象:60駆]	59駆 98%	59駆 98%
階段	踏面端部が容易に識別できるように配慮する	62駆 95%	65駆 100%
ホームにおける 列車の案内	列車の行先・接近・出発に関する情報を文字及び音案内で提供	64駆 99%	64駆 99%
車両とホーム との隙間・段差	ホーム構造や車両構造について検討を行う	10駆 15%	11駆 17%

5-4-2 整備等の方針

■鉄道施設の整備等の方針

◇:一部駅とは、駅ごとに整備の必要性を含めて整備・検討を行うもの

項目	整備等の方針(□:全駅共通、◇:一部駅)
駅舎	<p>1. 視覚障がい者誘導用ブロック</p> <p>□(1-1) 道路、地下街など各公用通路と駅舎との境界から、改札口を経て、車両の乗降口に至る経路上に、視覚障がい者にとってのわかりやすさと歩きやすさに配慮した連続性のある移動動線を設定し、誘導を目的とする「線状ブロック」と、警告を目的とする「点状ブロック」を適所に敷設する。なお、移動動線の途中での管理境界部においては、管理者間で調整を行い、動線が途切れたり、遠回りになったりしないよう、連続的な敷設や敷設位置について検討する。</p> <p>□(1-2) 移動動線としては、公用通路との境界から、構造及び主要な設備の配置を示すための設備(触知案内図等)、切符売場(券売機または有人窓口)、改札口(有人改札口がある場合は、有人改札口)、階段、エレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤を経由し、プラットホームまでとする。このほかトイレ、必要に応じ案内所、駅長室等にも誘導する。</p> <p>□(1-3) 視覚障がい者誘導用ブロックは、弱視者に配慮し、黄色を標準とする。ただし、床面との組合せが適さない場合は、明度差を大きくするなど、色彩組合せに配慮する。新規敷設箇所及び改良時に際して、順次実施するものとするが、小規模な改修時に、ブロックの連続性に支障する場合は、この限りではない。</p> <p>□(1-4) 規格については、新規敷設箇所及び改良時にはJIS製品を使用するものとする。ただし、小規模な改修時に、ブロックの連続性に支障する場合は、この限りではない。</p> <p>2. 音案内</p> <p>□(2-1) 視覚障がい者が円滑な移動、施設の利用ができるよう、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設位置を踏まえ、音響又は音声による案内設備を設置する。設置にあたっては、十分にその機能が発揮されるよう、施設の構造、音質、騒音など周辺環境の影響を考慮し、必要性及び音質、音量、音源の位置等について十分に検討する。</p> <p>□(2-2) 特にトイレ前においては、男性用、女性用等の区別ができるよう音声案内を提供する。</p>

整備等の方針(□:全駅共通、◇:一部駅)		
項目		
駅舎	<p>3. 案内・誘導</p> <p>□(3-1) 駅舎内での一貫した連続性のある案内・誘導を行う。また、よりわかりやすい情報提供の手法について検討する。</p> <p>□(3-2-1) 駅舎外との関係においても、特に、他の公共交通機関への乗り換えや、周辺地域・施設への案内などについて、既存の誘導表示板等の案内設備も活用しながら、見やすさとわかりやすさを確保した案内・誘導とともに、よりわかりやすい情報提供の手法について検討する。</p> <p>なお、駅舎内において、移動のバリアフリー化を促進する設備が整備された場合は、利用者の利便性を勘案し、最良のタイミングにおいて、その案内を実施するものとする。</p> <p>□(3-2-2) 乗り換えや周辺地域・施設への案内・誘導サインの整備にあたって、協議会において、好事例を共有するなど、案内・誘導や事業者間の連携の方法について継続的に検討する。</p> <p>□(3-3) サイン、表示板の設置にあたっては、車椅子使用者、弱視者、白内障等の利用者に配慮し、見やすさとわかりやすさを確保するために、情報内容、表現様式(表示方法とデザイン)、掲出位置(掲出高さや平面上の位置など)を考慮したものとするよう努める。</p> <p>□(3-4) エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備又は案内板その他の設備の付近には、これらの設備又は施設があることが容易にわかるよう、案内用図記号(ピクトグラム)等による標識を設ける。</p> <p>□(3-5) 駅長室や総合案内所等で、介助を含む充実した案内・誘導サービスの提供に努める。また、窓口等で障がいのある方の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応する等、積極的に合理的配慮の提供に努める。</p> <p>□(3-6) 車両等の運行に関する異常時において、改札付近等で掲示を行い、利用者が次の行動が判断できるよう、適切に情報を提供する。また、よりわかりやすい情報提供の手法について検討する。</p> <p>◇(3-7) 無人駅及び無人改札(時間帯無人も含む)においては、適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備の設置を検討する。</p> <p>◇(3-8) 無人駅及び無人改札(時間帯無人も含む)においては、係員等とコミュニケーションを図ることができるよう、わかりやすく適切な位置に、多機能式インターホン等の駅員連絡装置の設置を検討し、利用者からの問い合わせに対し適切に対応する。なお、連絡装置の設置にあたっては、当該設備を設置していることを、文字及び音声等によるわかりやすい案内を検討する。ただし、音声による案内が困難な場合には、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設等、視覚障がい者に配慮した案内を検討する。</p>	

整備等の方針(□:全駅共通、◇:一部駅)		
項目		
駅舎	4. 切符の購入 (1) 券売機等	<p>□(4-1-1) 券売機及び精算機は、車椅子使用者に配慮した構造（高さ・蹴込み）について検討する。また、視覚障がい者に配慮した案内・誘導（音声案内等）や、障がいの特性に応じた操作性が確保された仕様とするよう努める。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合はこの限りではない。</p> <p>□(4-1-2) 双方向コミュニケーション（相互間の映像や音声の送受信や資料の共有等）や遠隔操作が可能な仕様など、全ての人が使いやすい券売機等の設置について検討する。なお、全ての人が使いやすい券売機等の設置について、協議会において、事例共有等を行うなど継続的に検討する。</p>
	(2) 乗車券等 販売所（※）	□(4-2-1) 乗車券等販売所は、移動等円滑化の経路上に設置し、特に、視覚障がい者に対しては、視覚障がい者誘導用ブロックによる移動動線を確保するなど適切な案内誘導を行う。
	5. 改札口	<p>□(5-1) 車椅子使用者、松葉杖使用者、こども連れや大きな荷物を持った利用者に配慮し、移動等円滑化された経路における改札口については、拡幅改札口を出口、入口にそれぞれ1つずつ、あるいは、出口、入口共用できるものを1以上設ける。</p> <p>□(5-2) 上記以外においても、上下移動等のバリアフリー化がはかられたルートが確保できる場合は、当該ルート上の改札において拡幅改札口を出口、入口にそれぞれ1つずつ、あるいは、出口、入口共用できるものを1つ以上設けることが望ましい。</p>

※：乗車券等販売所を設置している駅を対象とする。

項目		整備等の方針(□:全駅共通、◇:一部駅)
駅舎	6. エレベーター (1) 経路の確保	<p>□(6-1-1) エレベーターによるホーム～コンコース階～公共用通路の経路を1以上確保する。隣接する施設のエレベーターを経路とする場合には、当該路線の営業時間内において常時利用できるものとする。</p> <p>□(6-1-2) 公公用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくなるよう努める。</p> <p>◇(6-1-3) 大規模駅においては、迂回による過度な負担が生じないよう、移動等円滑化された経路の複数化について検討する。</p>
	(2) 構造・仕様	<p>□(6-2-1) 車椅子使用者の単独での利用をはじめ、車椅子使用者以外の障がい者、高齢者、ベビーカー使用者等、すべての利用者が円滑に垂直移動できるよう、エレベーターを設置する場合は基本的に15人乗り以上とし、可能な限り17人乗りについても検討する。なお、24人乗り以上とする、また、片開き式等、車椅子利用者等の円滑な利用に配慮することが望ましい。ただし、既設エレベーターの更新において構造上設置できない場合はこの限りではない。構造上等の理由により、15人乗り以上が設置できない場合においても11人乗り以上とし、手動車椅子が内部で180度回転できるように努める。ただし、同一箇所に複数台設置する場合はこの限りではない。また、駅の構造により、スルーモードや直角2方向出入口型も考慮し、円滑な動線の確保に努める。</p> <p>□(6-2-2) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設け、操作盤には点字がはり付けられていること等、仕様の細部については、すべての利用者に使いやすいものとなるように努める。</p>
	(3) 乗り換え経路の確保	<p>□(6-3-1) 民間施設の既存エレベーターの活用の推進など、多様な手法により、他路線（自社線、他社線）との乗り換え経路を確保するものとし、案内・誘導サインの表示内容の共通化及び連続性について検討する。活用に際して、当該路線の電車の始発から終電までの運行に対応できる時間内において常時利用できることが望ましい。なお、乗り換え経路の確保にあたって、可能な限り遠回りにならないよう努める。</p>
	(4) 代替措置	<p>□(6-4-1) 工事等の実施により移動等円滑化された経路が遮断される場合には、その内容や迂回経路等について案内掲示等により周知し、誘導サイン・位置サインはその期間中の経路・設備を示すこととする。</p> <p>また、移動等円滑化された経路が分断される場合は、移動のやり直しが行われないような位置においてエレベーター等の経路への迂回路を掲示する。ただし、工事範囲などにより困難な場合は、代替的な段差解消措置等の対策を講ずるよう配慮する。</p>
	7. 階段	<p>□(7-1) 階段の手すりには、視覚障がい者に配慮し、階段の行先を点字で表示する。</p> <p>□(7-2) 弱視者が、踏面の端部を容易に識別できるよう配慮する。</p>

項目		整備等の方針(□:全駅共通、◇:一部駅)
駅舎	8. ホームにおける列車の案内	<p>□(8-1) ホームにおいて、列車の行先・接近・出発に関する情報を文字および音声や音響により提供するための設備を設置する。また、よりわかりやすい情報提供の手法(※)について検討する。</p> <p>□(8-2) 車椅子使用者が、円滑に列車内の車椅子スペースを利用できるよう、鉄道駅の適切な場所において、列車に設けられる車椅子スペースに通ずる旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示する。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。</p>
	9. 車両とホームとの隙間・段差 (1) ホーム構造・車両構造	<p>□(9-1-1) 車椅子使用者が単独で乗降できるよう、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔はできる限り小さく、高さはできる限り平らにするよう努める。</p> <p>□(9-1-2) プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔等、各駅施設の状況や事故事例等を踏まえ、旅客に対し段差・隙間を警告するための設備を設ける等の注意喚起を行う。</p>
	(2) 渡り板	<p>□(9-2-1) 車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を備え、適切な対応を行う。</p>
	10. ホームにおける安全対策	<p>◇(10-1) 視覚障がい者等の転落等を防止するため、利用者数や転落事故の状況等を考慮し、ホームドア又は可動式ホーム柵を設置する。</p> <p>□(10-2) 車両の運用やプラットホームの構造等の理由により、ホームドア又は可動式ホーム柵の設置が困難な場合には、JIS 規格に適合した内方線付き点状ブロックその他の視覚障がい者の転落を防止するための設備を設ける。</p> <p>□(10-3) 線路側以外のプラットホーム両端に、利用者の転落を防止する柵を設置する。</p>
	11. トイレ	<p>□(11-1-1) 個別機能を備えた便房や複数の機能を備えた便房等のあるバリアフリートイレ(車椅子対応トイレを含む)を設置する。</p> <p>□(11-1-2) バリアフリートイレ内に大型ベッドの設置を検討する。</p> <p>◇(11-2) 高齢者、障がい者等の利用の状況に応じ、大規模な改良時等において、車椅子使用者用便房のほか、車椅子使用者用簡易型便房、オストメイト設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房等のトイレの機能の分散化について検討する。また、分散化にあたっては、各便房の機能をわかりやすく表示するための案内用図記号(ピクトグラム)を設置する。</p> <p>□(11-3) 高齢者、障がい者、異性介助者、トランスジェンダー、乳幼児連れの人等すべての人が利用しやすいよう、施設規模に応じて、配置計画やピクトグラム等の案内表示を含めた設計を行う。また、オールジェンダートイレの設置について検討する。</p> <p>□(11-4) 上記機能の分散化、オールジェンダートイレの設置について、協議会において、事例共有を行うなど継続的に検討する。</p>

※:令和4年にJR東日本がエキマトペの実証実験を実施した例がある。

整備等の方針(□:全駅共通、◇:一部駅)		
項目		
駅舎	12. 休憩設備	<p>□(12-1) 旅客の円滑な流動に支障を及ぼさない範囲内で、ホームやコンコース等の可能な場所にベンチ等の休憩設備を設ける。</p> <p>□(12-2) ベンチ等の休憩設備には優先席の設置に努める。また、その付近に、当該優先席等を利用することができる者を表示する標識を設ける。</p> <p>◇(12-3) 大規模な旅客施設においては、長距離移動や人混み、音や光などの環境に配慮し、乳幼児連れの旅客のための施設や、カームダウン／クールダウンスペースの設置について検討する。</p>
その他	13. 情報提供	<p>□(13-1) 障がい等の特性に応じた利用者への適切な情報提供に努める（情報提供のアクセシビリティ確保に向けた取組等の実施）。</p> <p>□(13-2) 異常時に、改札付近をはじめ、エレベーター・車両内等において、全ての人に必要な情報をわかりやすく提供するため、視覚や聴覚、触覚の複数の手段を用いて、可能な限り全ての人が同一の内容の情報を同一の時点において取得することができるよう努める。</p> <p>□(13-3) 駅長室や総合案内所等で、介助を含む充実した案内・誘導サービスの提供に努める。また、窓口等で障がいのある方の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応する等、積極的に合理的配慮の提供に努める。（3-5の再掲）</p> <p>□(13-4) 上記情報提供に関する手段や内容等について、協議会において、好事例を共有するなど、継続的に検討する。</p>
	14. 心のバリアフリー	<p>□(14-1) すべての人が安心して利用できるよう、また、バリアフリー設備の機能を十分発揮させるため、係員・乗務員等の施設・設備の操作方法や接遇方法の習得に努め、施設・設備の使用・操作や接遇等の必要な人的対応を適切に実施する。</p> <p>□(14-2) 職員への研修・教育においては、当事者参加のうえで実施することが望ましい。</p> <p>□(14-3) 移動等円滑化整備に関する利用者理解と協力の促進に取り組む。</p>
	15. その他	□(15-1) デジタルサイネージを設置する場合、発色による誘導用ブロックの視認性の悪化や通行者への過剰な刺激とならないよう、輝度・彩度・切り替わり速度・音量等に配慮する。

5-4-3 地区における整備等の内容

■鉄道施設の整備等の内容

大阪駅 (JR 西日本) ◇:一部駅とは、駅ごとに整備の必要性を含めて整備・検討を行うもの

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分	
駅 舎	1.視覚障 がい者誘 導用ブロ ック	□車両の乗降口から公共通路まで の移動動線上に敷設	整備済	—	維持更新
	2.音案内	□エレベーターの到着する籠の昇 降方向を知らせる設備の設置	整備済	—	維持更新
		□エスカレーターの行き先及び昇 降方向を知らせる設備の設置	一部整備済。未整 備箇所は、取替時 期に検討。	—	○
		□トイレの出入口付近において、男 女別等を知らせる案内装置の設 置	整備済	—	維持更新
		□ホーム上にある出入口に通ずる 階段位置を知らせる案内装置の 設置	整備済	—	維持更新
	3.案内・誘 導	□駅舎内での一貫した連続性のあ る案内誘導設備及び乗り換えや 周辺施設等への案内設備の設 置	整備済	—	維持更新
		□他施設及び他事業者・他路線へ の乗継ぎ経路等へのわかりやす い案内設備の設置の検討	整備済 大阪市交通バリア フリー基本構想推 進協議会での議論 を踏まえ、引き続 き、検討を行う。	—	—
		□移動等円滑化のための主要な 設備(エレベーター、傾斜路、便 所、乗車券等販売所、待合室、 案内所、休憩所)の付近への案 内用図記号(ピクトグラム)の設 置	整備済	—	維持更新
		□異常時に改札付近等における情 報の提供	ディスプレイ等を整 備済	—	維持更新

○:関連事業

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	◇移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字等により示す案内板等を設置し、当該設備の設置を音声等により知らせる案内設備の設置[対象:無人駅、無人改札(時間帯無人含む)]	整備済	—	維持更新
	◇多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象:無人駅、無人改札(時間帯無人含む)]	整備済	—	維持更新
4.切符の 購入	□車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討	連絡橋口、西口、うめきた地下口のみ 整備済。それ以外の改札については大規模改良時に検討	—	○
	□精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討	未整備箇所については大規模改良時に検討 中央口、連絡橋口、桜橋口:蹴込みなし 御堂筋口:自立型精算機を設置	—	○
	□障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討	中央口にみどりの窓口、うめきた地下口にみどりの券売機プラスを整備済。 大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会での議論を踏まえ、未整備箇所については、引き続き機器更新時等の改良について検討する。	—	○

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	5.拡幅改 札口の 設置	□拡幅改札口の設置	整備済	—	維持更新
	6.エレベー ター	□ホームから公用通路まで1以 上の経路の確保	整備済	—	維持更新
		□乗り換え経路の確保 [対象:56駅]	整備済	—	維持更新
		◇ホームから公用通路まで2以 上の経路の検討[対象:大規模 駅]	整備済(中央口、南 口、御堂筋口、連絡 橋口、西口、うめき た地下口)	—	維持更新
		□大型化等の検討	大規模改良時に検 討	—	○
	7.階段	□階段の手すりに、行先を点字で 表示	整備済	—	維持更新
		□踏面端部が容易に識別できるよ うに配慮する	整備済	—	維持更新
	8.ホームに おける列 車の案 内	□列車の行先・接近・出発に関す る情報を文字及び音案内で提 供	発車標及び自動放 送を整備済	—	維持更新
		□プラットホーム床面等における、 車両内の車椅子スペースに通じ る乗降口の位置の表示	未整備(車種・両 数により変動する ため、車両側に表 示)	—	—
	9.車両とホ ームとの 隙間・段 差	□隙間・段差を縮小するためのホ ーム構造や車両構造の改良・整 備に向けた検討	継続検討	—	○
		□構造上の理由によりプラットホー ムの縁端と鉄道車両の旅客用 乗降口の床面の縁端との間隔 が大きい場合において、旅客に 対しこれを警告するための設備 等の設置	喚起表示等を整備 済	—	維持更新
		□渡り板を配備し、適切な乗降介 助の実施	配備済	—	維持更新
	10.ホーム におけ る安全	◇ホームドア又は可動式ホーム柵 の設置	1.2.5.6.7.8.21 番線ホームに整備 済	—	維持更新

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅舎	対策		3.4.9.10.11.22. 23.24 番ホームは 未整備	—	○
		□ホーム縁端付近に連続した線路 側とホーム内側を区別する警告 ブロックを敷設	整備済	—	維持更新
		□線路側外のプラットホーム両端 に転落防止柵を設置	整備済	—	維持更新
	11.トイレ	□バリアフリートイレ(車椅子対応ト イレを含む)の設置	整備済	—	維持更新
		□バリアフリートイレへの大型ベッド の設置の検討	大規模改良時に検 討	—	○
		◇バリアフリートイレの機能の分散 化の検討	ベビーチェア等を 整備済 大阪市交通バリア フリー基本構想推 進協議会での議論 を踏まえ、引き続き 検討を行う。	—	—
	12.休憩設 備	□休憩設備を1以上設置	整備済	—	維持更新
		◇授乳室等やカームダウン/クール ダウンスペースの設置の検討	大規模改良時に検 討	—	○
その 他	13.情報提 供	□ウェブアクセシビリティを確保し たウェブサイト等による情報提供	検討中	—	継続検討
		□異常時における障がいの特性に 応じた情報提供の手法の検討	自動放送、ディスプ レイによる表示で情 報提供	—	継続実施
		□障がい等の特性に応じたコミュ ニケーション手法の活用や必要 とする支援の提供	翻訳機能や筆談機 能のあるタブレット を駅係員が所持	—	継続実施
	14.心のバ リアフリ ー	□一般利用者に高齢者、障がい者 等への配慮を促す等、心のバリ アフリーに関する広報・啓発活 動の実施	エレベーターや優先席の適 切な利用等について、車内放 送や画像掲出等の実施	●(教育 啓発*)	
		□職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進 のためのマニュアル作成や、 研修等の実施	●(教育 啓発*)	

●:特定事業、○:関連事業

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
その他の		職員の接遇向上のための資格(サービス介助士)取得推進		●(教育啓発*)
	□地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催		○(教育啓発*)

●:特定事業、○:関連事業

北新地駅(JR 西日本) ◇:一部駅とは、駅ごとに整備の必要性を含めて整備・検討を行うもの

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅舎	1.視覚障がい者誘導用プロック	□車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設	整備済	—
	2.音案内	□エレベーターの到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置	整備済	—
		□エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置	未整備箇所は取替時期に検討	○
		□トイレの出入口付近において、男女別等を知らせる案内装置の設置	整備済	—
		□ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置	整備済	—
	3.案内・誘導	□駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや周辺施設等への案内設備の設置	整備済	—
		□他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置の検討	未整備 大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会での議論を踏まえ、引き続き、検討を行う。	—

○:関連事業

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	□移動等円滑化のための主要な設備(エレベーター、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合室、案内所、休憩所)の付近への案内用図記号(ピクトグラム)の設置	整備済	—	維持更新
	□異常時に改札付近等における情報の提供	ディスプレイ等を整備済	—	維持更新
	◇移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字等により示す案内板等を設置し、当該設備の設置を音声等により知らせる案内設備の設置[対象:無人駅、無人改札(時間帯無人含む)]	整備済	—	維持更新
	◇多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象:無人駅、無人改札(時間帯無人含む)]	整備済	—	維持更新
4.切符の 購入	□車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討	大規模改良時に検討	—	○
	□精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討	大規模改良時に検討	—	○
	□障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討	みどりの窓口にて対応	—	継続実施
5.拡幅改 札口の 設置	□拡幅改札口の設置	整備済	—	維持更新
6.エレベー ター	□ホームから公共用通路まで1以上の経路の確保	整備済	—	維持更新
	□乗り換え経路の確保 [対象:56駅]	整備済	—	維持更新
	◇ホームから公共用通路まで2以上の経路の検討[対象:大規模駅]	対象外(出口が1つのため)	—	—

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅舎		□大型化等の検討	大規模改良時に検討	—	○
	7.階段	□階段の手すりに、行先を点字で表示	整備済	—	維持更新
		□踏面端部が容易に識別できるように配慮する	整備済	—	維持更新
	8.ホームにおける列車の案内	□列車の行先・接近・出発に関する情報を文字及び音案内で提供	発車標及び自動放送を整備済	—	維持更新
		□プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示	未整備(車種により変動。車両側で表示)	—	—
	9.車両とホームとの隙間・段差	□隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討	継続検討	—	○
		□構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に對しこれを警告するための設備等の設置	喚起表示等を整備済	—	維持更新
		□渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施	配備済	—	維持更新
	10.ホームにおける安全対策	◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置	1.2番ホームに整備済み	—	維持更新
		□ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設	整備済	—	維持更新
		□線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置	整備済	—	維持更新
	11.トイレ	□バリアフリートイレ(車椅子対応トイレを含む)の設置	整備済	—	維持更新
		□バリアフリートイレへの大型ベッドの設置の検討	大規模改良時に検討	—	○

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、△:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎		△バリアフリートイレの機能の分散化の検討	ベビーチェア等整備済 大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会での議論を踏まえ、引き続き検討を行う。	—	—
12.休憩設 備	□休憩設備を1以上設置	整備済	—	維持更新	
	△授乳室等やカームダウン/クールダウンスペースの設置の検討	大規模改良時に検討	—	○	
その 他	13.情報提 供	□ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供	検討中	—	継続検討
		□異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討	自動放送、ディスプレイによる表示で情報提供	—	継続実施
		□障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供	翻訳機能や筆談機能のあるタブレットを駅係員が所持	—	継続実施
	14.心のバ リアフリ ー	□一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施	●(教育啓発*)	
	□職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施	●(教育啓発*)		
		職員の接遇向上のための資格(サービス介助士)取得推進	●(教育啓発*)		
	□地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催	●(教育啓発*)		

●:特定事業、○:関連事業

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅舎	1.視覚障がい者誘導用ブロック	□車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設	整備済	— 維持更新
2.音案内	□エレベーターの到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置	一部未整備 茶屋町口改札口については、芝田一丁目計画実施時に整備予定	— ○	
	□エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置	一部未整備 芝田一丁目計画実施時に整備予定	— ○	
	□トイレの出入口付近において、男女別等を知らせる案内装置の設置	整備済	—	維持更新
	□ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置	降車ホーム上にある階段に音響装置を設置済	—	維持更新
3.案内・誘導	□駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや周辺施設等への案内設備の設置	大阪・梅田地区統一サインに更新済	—	維持更新
	□他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置の検討	大阪・梅田地区統一サインに更新済 大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会での議論を踏まえ、引き続き、検討を行う。	—	—
	□移動等円滑化のための主要な設備(エレベーター、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合室、案内所、休憩所)の付近への案内用図記号(ピクトグラム)の設置	大阪・梅田地区統一サインに更新済	—	維持更新
	□異常時に改札付近等における情報の提供	各改札口にご案内ディスプレイを設置済。 駅構内放送での案内も実施。	—	維持更新

○:関連事業

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	◇移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字等により示す案内板等を設置し、当該設備の設置を音声等により知らせる案内設備の設置 [対象:無人駅、無人改札(時間帯無人含む)]	改札口付近に駅構内点字案内と音声案内設置済	—	維持更新
	◇多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象:無人駅、無人改札(時間帯無人含む)]	・各改札口の改札内外に駅係員およびだしインターホンを設置済 ・目の不自由なお客様にもご認識いただけるよう音声案内機能も設置済	—	維持更新
	4.切符の 購入	□車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討	芝田一丁目計画実施時にに対応できるように 検討	—

○:関連事業

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	□精算機の構造や仕様を、障が いのある方が使用できるもの とするよう検討	<p>整備済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種投入口、取出口、 ハードボタンなどに点 字を併記している。 ・金銭投入口はバリアフ リー整備ガイドラインに に基づき 110 cm以下の 高さとしている。 ・金銭投入口を硬貨複 数枚同時一括投入を 可能としている。 ・呼出や取り消しといっ たハードウェアボタンを 車いす使用者が使いや すいよう接客面下部に も設けている。 ・テンキー押下による音 声案内を開始 <p>従来からメーカーとも協 議して改良可能な事項 については対応してき たが、引き続き機器更 新時等の改良について 検討する。</p>	—	○

○:関連事業

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅舎	□障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討	整備済 ・遠隔にある改札口や制御所から券売機の操作が可能 ・券売機に搭載されたインターホンにて、旅客と、遠隔にある改札口や制御所の駅係員間のコミュニケーションが可能 従来からメーカーとも協議して改良可能な事項については対応してきたが、大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会での議論を踏まえ、引き続き機器更新時等の改良について検討する。	—	○
5.拡幅改札口の設置	□拡幅改札口の設置	移動等円滑化経路において整備済	—	維持更新
6.エレベーター	□ホームから公共用通路まで1以上の経路の確保	整備済	—	維持更新
	□乗り換え経路の確保 [対象:56駅]	整備済	—	維持更新
	◇ホームから公共用通路まで2以上の経路の検討[対象:大規模駅]	芝田一丁目計画実施時に整備予定	—	○
	□大型化等の検討	芝田一丁目計画実施時に整備予定	—	○
7.階段	□階段の手すりに、行先を点字で表示	整備済	—	維持更新
	□踏面端部が容易に識別できるように配慮する	整備済	—	維持更新
8.ホームにおける列車の案内	□列車の行先・接近・出発に関する情報を文字及び音案内で提供	案内表示器や放送設備を設置し、列車の行先・接近・出発に関する情報を文字及び音声で提供	—	維持更新

○:関連事業

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅舎	□プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示	一部整備済 編成両数の関係で設置できない番線がある。	—	—
9.車両とホームとの隙間・段差	□隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討	2040 年度までに可動式ホーム柵工事に合わせてホームと車両の段差・隙間の縮小工事を実施予定	—	○
	□構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置	2040 年度までに可動式ホーム柵工事に合わせてホームと車両の段差・隙間の縮小工事を実施予定	—	○
	□渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施	改札室内に配備済	—	維持更新
10.ホームにおける安全対策	◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置	2040 年度までに全番線に整備予定	—	○
	□ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設	整備済	—	維持更新
	□線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置	整備済	—	維持更新
11.トイレ	□バリアフリートイレ(車椅子対応トイレを含む)の設置	整備済	—	維持更新
	□バリアフリートイレへの大型ベッドの設置の検討	一部バリアフリートイレにて設置済	—	維持更新
	◇バリアフリートイレの機能の分散化の検討	・一般便房にベビーチェアや簡易オストメイト等を整備済 ・大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会での議論を踏まえ、引き続き検討を行う。	—	—
12.休憩設	□休憩設備を1以上設置	整備済	—	維持更新

○:関連事業

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、△:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分	
備	△授乳室等やカームダウン/クールダウンスペースの設置の検討	授乳室設置済み。カームダウン/クールダウンスペースの設置は検討中。	—	○	
その他	13.情報提供	<p>□ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供</p> <p>□異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討</p> <p>□障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供</p>	<p>2023年7月25日に阪急電鉄ウェブサイト(www.hankyu.co.jp)を改修し、ウェブアクセシビリティ「シングルA」に適合できるよう配慮している。</p> <p>各改札口に設置しているご案内ディスプレイにおける運行情報の配信、およびだしじンターホン(テレビ電話による遠隔案内システム)の筆談機能、係員の筆談対応、案内放送による運行情報の提供</p> <p>・サービス介助士資格取得を推奨 ・接遇教育の実施</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>継続実施</p> <p>継続実施</p> <p>継続実施</p>
	14.心のバリアフリー	<p>□一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施</p> <p>□職員への研修・教育の実施</p> <p>□地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施</p>	<p>エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施</p> <p>職員の接遇向上や理解促進のための研修の実施</p> <p>職員の接遇向上のための資格習得推進(サービス介助士)</p>	<p>●(教育啓発*)</p> <p>●(教育啓発*)</p> <p>●(教育啓発*)</p>	

●:特定事業、○:関連事業

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅舎	1.視覚障がい者誘導用ブロック □車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設	視覚障がい者誘導用ブロックを敷設済	—	維持更新
	2.音案内 □エレベーターの到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置	西改札用は、エレベーター新設に合わせて設置済	—	維持更新
	□エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置	・東改札用は、既設エスカレーターに、当該設備を設置済 ・西改札用は、令和4~5年度エスカレーター新設に合わせて、当該設備を設置済	—	維持更新
	□トイレの出入口付近において、男女別等を知らせる案内装置の設置	西改札トイレに、誘導チャイム(音声による案内装置)を設置済	—	維持更新
	□ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置	西改札用階段に、誘導チャイム(音響による案内装置)を設置済	—	維持更新
3.案内・誘導	□駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや周辺施設等への案内設備の設置	設置済	—	維持更新
	□他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置の検討	・改札内外に、吊下げ・壁付け・床面表示等での乗換・施設案内整備済 ・大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会での議論を踏まえ、引き続き、検討を行う	—	—

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分	
駅 舎	□移動等円滑化のための主要な設備(エレベーター、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合室、案内所、休憩所)の付近への案内用図記号(ピクトグラム)の設置	設置済	—	維持更新	
	□異常時に改札付近等における情報の提供	東改札及び西改札共に、改札付近に情報案内ディスプレイを設置し、運行異常時の情報を提供済	—	維持更新	
	◇移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字等により示す案内板等を設置し、当該設備の設置を音声等により知らせる案内設備の設置[対象:無人駅、無人改札(時間帯無人含む)]	西改札用点字案内板に、誘導チャイム(音声による案内装置)を設置済	—	維持更新	
	◇多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象:無人駅、無人改札(時間帯無人含む)]	西改札(百貨店口)に、モニター及び設置位置をお知らせする音声誘導機能などを搭載した多機能式インターホンを設置済	—	維持更新	
	4.切符の購入	□車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討	東改札及び西改札共に、車椅子利用者に配慮した構造に整備済	—	維持更新
	□精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討	東改札及び西改札共に、視覚障がい者向けにテンキー・や音声による精算処理ができる精算機を設置済	—	維持更新	

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分	
駅 舎	□障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討	東改札及び西改札共に、視覚障がい者向けにテンキーや音声による券購入機能やインターホン機能搭載した券売機を設置済	—	維持更新	
	5.拡幅改札口の設置	東改札及び西改札共に、設置済	—	維持更新	
	6.エレベーター	□ホームから公共用通路まで1以上の経路の確保	東改札に、ホーム～公共用通路までのエレベーターを整備済	—	維持更新
		□乗り換え経路の確保 [対象:56駅]	東改札及び西改札に、ホーム～公共用通路までのエレベーターを設置し、他社線への乗り換え経路を確保済	—	維持更新
		◇ホームから公共用通路まで2以上の経路の検討[対象:大規模駅]	東改札及び西改札共に、ホーム～公共用通路までのエレベーターを設置し、2以上の経路を確保済	—	維持更新
		□大型化等の検討	・西改札に、ホーム～公共用通路までの15人乗りエレベーターを整備済 ・東改札に、ホーム～公共用通路までの24人乗りエレベーターを整備済	—	維持更新
	7.階段	□階段の手すりに、行先を点字で表示	点字シートを設置済	—	維持更新
		□踏面端部が容易に識別できるように配慮する	整備済	—	維持更新

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅舎	8.ホームに おける列 車の案 内	□列車の行先・接近・出発に関す る情報を文字及び音案内で提 供	案内表示器や放送 設備を設置し、列 車の行先・接近・出 発に関する情報を 文字及び音声で提 供	—	維持更新
		□プラットホーム床面等における、 車両内の車椅子スペースに通じ る乗降口の位置の表示	列車組成方法によ り場所が変わらるた め未表示としてい る	—	—
	9.車両とホ ームとの 隙間・段 差	□隙間・段差を縮小するためのホ ーム構造や車両構造の改良・整 備に向けた検討	1.2.3.4番線ホー ムに横状ゴムを整 備済	—	維持更新
		□構造上の理由によりプラットホー ムの縁端と鉄道車両の旅客用 乗降口の床面の縁端との間隔 が大きい場合において、旅客に 対しこれを警告するための設備 等の設置	対象外(9-1によ り整備済)	—	—
		□渡り板を配備し、適切な乗降介 助の実施	実施済	—	—
	10.ホーム におけ る安全 対策	◇ホームドア又は可動式ホーム柵 の設置	1.2.3.4番線ホー ムに整備済	—	維持更新
		□ホーム縁端付近に連続した線路 側とホーム内側を区別する警告 ブロックを敷設	JIS規格の警告ブロ ックを敷設済	—	維持更新
		□線路側外のプラットホーム両端 に転落防止柵を設置	転落防止柵を設置 済	—	維持更新
	11.トイレ	□バリアフリートイレ(車椅子対応ト イレを含む)の設置	東改札及び西改札 共に、バリアフリート イレを設置済	—	維持更新
		□バリアフリートイレへの大型ベッド の設置の検討	現在のトイレでは、 新たに介護用ベッ ドを設置するスペー スが無いため、トイ レ改修工事等の際 に検討	—	○

○:関連事業

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅舎	◇バリアフリートイレの機能の分散化の検討	・東改札及び西改札共に、乳幼児用設備を有する便房を設置済 ・大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会での議論を踏まえ、引き続き、検討を行う	—	—
12.休憩設備	□休憩設備を1以上設置	プラットホーム上にベンチを設置済	—	維持更新
	◇授乳室等やカームダウン/クールダウンスペースの設置の検討	セキュリティの面から設置は考えておりませんが、今後、ガイドラインの見直しがあれば検討	—	○
その他	13.情報提供	□ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供	未対応のため、今後検討を実施	— ○
	□異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討	情報案内ディスプレイ・案内表示器・構内放送にて実施済	—	継続実施
	□障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供	筆談やコミュニケーションボードを使用して提供済	—	継続実施
14.心のバリアフリー	□一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	エレベーター・優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施	●(教育啓発*)	
		優先席の適切な利用等について、車内巡回の実施	●(教育啓発*)	
		マタニティマーク(ボールチェーンキーホルダー)の配布	●(教育啓発*)	
	□職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施	●(教育啓発*)	
		職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加	○(教育啓発*)	

●:特定事業、○:関連事業

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
		職員の接遇向上のための資格(サービス介助士)取得推進		●(教育啓発*)
	□地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催		○(教育啓発*)

●:特定事業、○:関連事業

梅田駅(Osaka Metro) ◇:一部駅とは、駅ごとに整備の必要性を含めて整備・検討を行うもの

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅舎	1.視覚障がい者誘導用ブルック	□車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設	整備済	—
	2.音案内	□エレベーターの到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置	整備済	—
		□エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置	更新に併せて順次整備	前期 ●
		□トイレの出入口付近において、男女別等を知らせる案内装置の設置	整備済	—
		□ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置	大規模改造工事に併せて整備予定	— ○
	3.案内・誘導	□駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや周辺施設等への案内設備の設置	整備済	—
		□他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置の検討	・改札内外に天吊、壁付型等の案内標示を設置済 ・大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会での議論を踏まえ、引き続き、検討を行う	— —

●:特定事業、○:関連事業

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	□移動等円滑化のための主要な設備(エレベーター、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合室、案内所、休憩所)の付近への案内用図記号(ピクトグラム)の設置	ガイドラインに沿って整備済	—	維持更新
	□異常時に改札付近等における情報の提供	サービス情報表示器整備済	—	維持更新
	◇移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字等により示す案内板等を設置し、当該設備の設置を音声等により知らせる案内設備の設置[対象:無人駅、無人改札(時間帯無人含む)]	整備済(中北東改札は遠隔操作で対応)	—	維持更新
	◇多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象:無人駅、無人改札(時間帯無人含む)]	整備済(中北東改札は遠隔操作で対応)	—	維持更新
	4.切符の 購入	□車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討	整備済	—

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	<p>□精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討</p>	<p>整備済 障がい者向けに下記のような仕様を実現している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種投入口、取出口、ハードボタンなどに点字を併記している。 ・金銭投入口はバリアフリー整備ガイドラインに基づき110cm以下の高さとしている。 ・金銭投入口を硬貨複数枚同時一括投入を可能としている。 ・車椅子使用者用に70cmの蹴込みを設けている。 ・呼出や取り消しといったハードウェアボタンを車椅子使用者が使いやすいよう接客面下部にも設けている。 	—	維持更新
	<p>□障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討</p>	<p>整備済(券売機に付いている呼び出しボタンを押すことで、券売機横通話口から駅務員と対面で対応可能。中北東改札は、遠隔操作で対応)</p>	—	維持更新
5.拡幅改札口の設置	□拡幅改札口の設置	整備済	—	維持更新
6.エレベーター	□ホームから公用通路まで1以上の経路の確保	整備済	—	維持更新

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅舎	□乗り換え経路の確保 [対象:56駅]	公共用通路に接続 することにより確保	—	維持更新
	◇ホームから公共用通路まで2以上 の経路の検討[対象:大規模 駅]	整備済 ・地上～中北東改 札口～ホーム階 ・地上～南改札口 ～ホーム階	—	維持更新
	□大型化等の検討	大規模改良時に検 討	—	○
	7.階段	□階段の手すりに、行先を点字で 表示	整備済	維持更新
		□踏面端部が容易に識別できるよ うに配慮する	整備済	維持更新
	8.ホームに おける列 車の案 内	□列車の行先・接近・出発に関す る情報を文字及び音案内で提 供	整備済	維持更新
		□プラットホーム床面等における、 車両内の車椅子スペースに通じ る乗降口の位置の表示	整備済	維持更新
	9.車両とホ ームとの 隙間・段 差	□隙間・段差を縮小するためのホ ーム構造や車両構造の改良・整 備に向けた検討	ホーム床面の嵩上 げ・櫛状ゴムの設 置により、段差・隙 間を縮小済	維持更新
		□構造上の理由によりプラットホー ムの縁端と鉄道車両の旅客用 乗降口の床面の縁端との間隔 が大きい場合において、旅客に 対しこれを警告するための設備 等の設置	足下灯、床面標示、 音声案内設備を整 備済	維持更新
		□渡り板を配備し、適切な乗降介 助の実施	整備済	維持更新
10.ホーム におけ る安全 対策	◇ホームドア又は可動式ホーム柵 の設置	全番線整備済	—	維持更新
	□ホーム縁端付近に連続した線路 側とホーム内側を区別する警告 ブロックを敷設	対象外(10-1によ り対応済)	—	—
	□線路側外のプラットホーム両端 に転落防止柵を設置	整備済	—	維持更新

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	11.トイレ	□バリアフリートイレ(車椅子対応トイレを含む)の設置	整備済	—	維持更新
		□バリアフリートイレへの大型ベッドの設置の検討	設置スペースが無いため、大規模改良時に検討	—	○
		◇バリアフリートイレの機能の分散化の検討	・一般トイレに簡易型オストメイト設置済 ・大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会での議論を踏まえ、引き続き、検討を行う	—	—
	12.休憩設備	□休憩設備を1以上設置	整備済	—	維持更新
		◇授乳室等やカームダウン/クールダウンスペースの設置の検討	個室のような形態での提供はセキュリティ、スペースの面からも困難であるが検討する。	—	○
	13.情報提供	□ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供	ホームページでは、音声読み上げ、文字の大小、ふりがなの有無が選択可能	—	継続実施
		□異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討	・サービス情報表示器、旅客案内表示器の設置 ・改札内に筆談パッド、コミュニケーションボードの設置	—	継続実施
		□障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供	・筆談パッドやコミュニケーションボードの設置 ・駅社員のサービス介助士資格取得	—	継続実施
その 他	14.心のバ リアフリ ー	□一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施	●(教育啓発*)	

●:特定事業、○:関連事業

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
その他の	□職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施		●(教育啓発*)
		職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加		●(教育啓発*)
	□職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上のための資格(サービス介助士)取得推進		●(教育啓発*)
	□地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催		●(教育啓発*)
		当事者団体との連携による「声かけ・サポート」運動への参画		●(教育啓発*)

●:特定事業

東梅田駅(Osaka Metro) ◇:一部駅とは、駅ごとに整備の必要性を含めて整備・検討を行うもの

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅舎	1.視覚障がい者誘導用ブロック	□車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設	整備済	—
	2.音案内	□エレベーターの到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置	整備済	—
		□エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置	更新に併せて順次整備	後期 ●
		□トイレの出入口付近において、男女別等を知らせる案内装置の設置	整備済	—
		□ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置	大規模改造工事に併せて整備予定	— ○

●:特定事業、○:関連事業

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分	
駅 舎	3.案内・誘 導	□駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや周辺施設等への案内設備の設置	整備済	—	維持更新
		□他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置の検討	・改札内外に天吊、壁付型等の案内標示を設置済 ・大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会での議論を踏まえ、引き続き、検討を行う	—	—
		□移動等円滑化のための主要な設備(エレベーター、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合室、案内所、休憩所)の付近への案内用図記号(ピクトグラム)の設置	ガイドラインに沿って整備済	—	維持更新
		□異常時に改札付近等における情報の提供	サービス情報表示器整備済	—	維持更新
		◇移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字等により示す案内板等を設置し、当該設備の設置を音声等により知らせる案内設備の設置[対象:無人駅、無人改札(時間帯無人含む)]	対象外	—	—
		◇多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象:無人駅、無人改札(時間帯無人含む)]	対象外	—	—
	4.切符の 購入	□車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討	整備済	—	維持更新

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	<p>□精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討</p>	<p>整備済 障がい者向けに下記のような仕様を実現している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種投入口、取出口、ハードボタンなどに点字を併記している。 ・金銭投入口はバリアフリー整備ガイドラインに基づき110cm以下の高さとしている。 ・金銭投入口を硬貨複数枚同時一括投入を可能としている。 ・車いす使用者用に70cmの蹴込みを設けている。 ・呼出や取り消しといったハードウェアボタンを車いす使用者が使いやすいよう接客面下部にも設けている。 	—	維持更新
	<p>□障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討</p>	整備済(券売機に付いている呼び出しボタンを押すことで、券売機横通話口から駅務員と対面で対応可能)	—	維持更新
5.拡幅改札口の設置	□拡幅改札口の設置	整備済	—	維持更新
6.エレベーター	<p>□ホームから公共用通路まで1以上の経路の確保</p> <p>□乗り換え経路の確保 [対象:56駅]</p>	<p>整備済</p> <p>公共用通路に接続することにより確保</p>	—	維持更新

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅舎	◇ホームから公共用通路まで2以上の経路の検討[対象:大規模駅]	整備済 ・地上～南改札口～1番線ホーム ・地上～中東改札口～1番線ホーム ・地上～中西改札口～2番線ホーム	—	維持更新
	□大型化等の検討	大規模改良時に検討	—	○
	7.階段	□階段の手すりに、行先を点字で表示	整備済	—
	8.ホームにおける列車の案内	□踏面端部が容易に識別できるように配慮する	整備済	—
		□列車の行先・接近・出発に関する情報を文字及び音案内で提供	整備済	—
	9.車両とホームとの隙間・段差	□プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示	整備済	—
		□隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討	ホーム床面の嵩上げ・櫛状ゴムの設置により、段差・隙間を縮小済	—
		□構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に對しこれを警告するための設備等の設置	対象外(9-1により整備済)	—
	10.ホームにおける安全対策	□渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施	整備済	継続実施
	◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置	全番線整備済	—	維持更新
	□ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を區別する警告ブロックを敷設	対象外(10-1により対応済)	—	—
	□線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置	整備済	—	維持更新

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	11.トイレ	□バリアフリートイレ(車椅子対応トイレを含む)の設置	整備済	—	維持更新
		□バリアフリートイレへの大型ベッドの設置の検討	整備済	—	維持更新
		◇バリアフリートイレの機能の分散化の検討	・一般トイレに簡易型オストメイト設置済 ・大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会での議論を踏まえ、引き続き、検討を行う	—	—
その 他	12.休憩設備	□休憩設備を1以上設置	整備済	—	維持更新
		◇授乳室等やカームダウン/クールダウンスペースの設置の検討	個室のような形態での提供はセキュリティ、スペースの面からも困難であるが検討する	—	○
	13.情報提供	□ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供	ホームページでは、音声読み上げ、文字の大小、ふりがなの要否が選択可能	—	継続実施
		□異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討	・サービス情報表示器、旅客案内表示器の設置 ・改札内に筆談パッド、コミュニケーションボードの設置	—	継続実施
		□障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供	・筆談パッドやコミュニケーションボードの設置 ・駅社員のサービス介助士資格取得	—	継続実施
	14.心のバリアフリー	□一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施		●(教育啓発*)

●:特定事業、○:関連事業

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
その他の	□職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施		●(教育啓発*)
		職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加		●(教育啓発*)
		職員の接遇向上のための資格(サービス介助士)取得推進		●(教育啓発*)
	□地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催		●(教育啓発*)
		当事者団体との連携による「声かけ・サポート」運動への参画		●(教育啓発*)

●:特定事業

西梅田駅(Osaka Metro) ◇:一部駅とは、駅ごとに整備の必要性を含めて整備・検討を行うもの

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅舎	1.視覚障がい者誘導用プロック	□車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設	整備済	—
	2.音案内	□エレベーターの到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置	整備済	—
		□エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置	整備済	—
		□トイレの出入口付近において、男女別等を知らせる案内装置の設置	整備済	—
	3.案内・誘導	□ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置	大規模改造工事に併せて整備予定	○
		□駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや周辺施設等への案内設備の設置	整備済	—

○:関連事業

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	□他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置の検討	・改札内外に天吊、壁付型等の案内標示を設置済 ・大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会での議論を踏まえ、引き続き、検討を行う	—	—
	□移動等円滑化のための主要な設備(エレベーター、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合室、案内所、休憩所)の付近への案内用図記号(ピクトグラム)の設置	ガイドラインに沿って整備済	—	維持更新
	□異常時に改札付近等における情報の提供	サービス情報表示器整備済	—	維持更新
	◇移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字等により示す案内板等を設置し、当該設備の設置を音声等により知らせる案内設備の設置[対象:無人駅、無人改札(時間帯無人含む)]	対象外	—	—
	◇多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象:無人駅、無人改札(時間帯無人含む)]	対象外	—	—
	4.切符の購入 □車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討	一部整備済(南改札)	—	維持更新

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	<p>□精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討</p>	<p>整備済 障がい者向けに下記のような仕様を実現している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種投入口、取出口、ハードボタンなどに点字を併記している。 ・金銭投入口はバリアフリー整備ガイドラインに基づき110cm以下の高さとしている。 ・金銭投入口を硬貨複数枚同時一括投入を可能としている。 ・車椅子使用者用に70cmの蹴込みを設けている。 ・呼出や取り消しといったハードウェアボタンを車椅子使用者が使いやすいよう接客面下部にも設けている。 	—	維持更新
	<p>□障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討</p>	整備済(券売機に付いている呼び出しボタンを押すことで、券売機横通話口から駅務員と対面で対応可能)	—	維持更新
5.拡幅改札口の設置	□拡幅改札口の設置	整備済	—	維持更新
6.エレベーター	<p>□ホームから公用通路まで1以上の経路の確保</p> <p>□乗り換え経路の確保 [対象:56駅]</p>	<p>整備済</p> <p>公共用通路に接続することにより確保</p>	—	維持更新

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅舎	◇ホームから公共用通路まで 2 以上の経路の検討[対象:大規模駅]	整備済 ・地上(JR 東西線)～南改札口～ホーム階 ・地上(ヒルトン前)～北中階⇒南改札口～ホーム階	—	維持更新
	□大型化等の検討	大規模改良時に検討	—	○
	7.階段	□階段の手すりに、行先を点字で表示	整備済	—
	8.ホームにおける列車の案内	□踏面端部が容易に識別できるように配慮する	整備済	—
		□列車の行先・接近・出発に関する情報を文字及び音案内で提供	整備済	—
	9.車両とホームとの隙間・段差	□プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示	整備済	—
		□隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討	ホーム床面の嵩上げ・櫛状ゴムの設置により、段差・隙間を縮小済	—
		□構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に對しこれを警告するための設備等の設置	対象外(9-1により整備済)	—
	10.ホームにおける安全対策	□渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施	整備済	継続実施
	◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置	全番線整備済	—	維持更新
	□ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を區別する警告ブロックを敷設	対象外(10-1により対応済)	—	—
	□線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置	整備済	—	維持更新

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	11.トイレ	□バリアフリートイレ(車椅子対応トイレを含む)の設置	整備済	—	維持更新
		□バリアフリートイレへの大型ベッドの設置の検討	設置スペースがないため、大規模改良時に検討	—	○
		◇バリアフリートイレの機能の分散化の検討	・一般トイレに簡易型オストメイト設置済 ・大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会での議論を踏まえ、引き続き、検討を行う	—	—
	12.休憩設備	□休憩設備を1以上設置	整備済	—	維持更新
		◇授乳室等やカームダウン/クールダウンスペースの設置の検討	個室のような形態での提供はセキュリティ、スペースの面からも困難であるが検討する	—	○
	13.情報提供	□ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供	ホームページでは、音声読み上げ、文字の大小、ふりがなの要否が選択可能	—	継続実施
		□異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討	・サービス情報表示器、旅客案内表示器の設置 ・改札内に筆談パッド、コミュニケーションボードの設置	—	継続実施
		□障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供	・筆談パッドやコミュニケーションボードの設置 ・駅社員のサービス介助士資格取得	—	継続実施
	14.心のバリアフリー	□職員への研修・教育の実施	エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施	●(教育啓発*)	

●:特定事業、○:関連事業

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
その 他	□一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施		●(教育啓発※)
		職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加		●(教育啓発※)
		職員の接遇向上のための資格(サービス介助士)取得推進		●(教育啓発※)
	□地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催		●(教育啓発※)
		当事者団体との連携による「声かけ・サポート」運動への参画		●(教育啓発※)

●:特定事業

中津駅(阪急)

◇:一部駅とは、駅ごとに整備の必要性を含めて整備・検討を行うもの

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅舎	1.視覚障がい者誘導用ブロック	□車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設	整備済	—
2.音案内	□エレベーターの到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置	バリアフリー化工事(2035年度まで)の中で検討	—	○
	□エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置	対象外(ホーム幅員を考慮し、エレベーターの設置検討を優先するため)	—	—
	□トイレの出入口付近において、男女別等を知らせる案内装置の設置	トイレ出入口付近に音声案内設置済	—	維持更新
	□ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置	設置済	—	維持更新

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	3.案内・誘 導	□駅舎内での一貫した連続性 のある案内誘導設備及び乗 り換えや周辺施設等への案 内設備の設置	設置済	—	維持更新
		□他施設及び他事業者・他路線 への乗継ぎ経路等へのわかり やすい案内設備の設置の検 討	設置済 大阪市交通バリアフリー基 本構想推進協議会での議論を踏まえ、 バリアフリー化工事 (2035年度まで)の 中で、引き続き、周辺施 設等への案内・誘導に ついて継続して検討す る	—	—
		□移動等円滑化のための主要 な設備(エレベーター、傾斜 路、便所、乗車券等販売所、 待合室、案内所、休憩所)の 付近への案内用図記号(ピク トグラム)の設置	設置済	—	維持更新
		□異常時に改札付近等における 情報の提供	・各改札口にご案内ディスプレイを設置済 ・駅構内放送での案内も実施	—	維持更新
		◇移動等円滑化のための主要 な設備の配置を音、点字等に により示す案内板等を設置し、 当該設備の設置を音声等に により知らせる案内設備の設置 [対象:無人駅、無人改札(時 間帯無人含む)]	改札口付近に駅構内 点字案内と音声案内設 置済	—	維持更新
		◇多機能式インターホンを設置 し、当該設備の設置を文字及 び音声等により知らせる案内 設備の設置[対象:無人駅、 無人改札(時間帯無人含 む)]	・改札内外に駅係員よ びだしインターホンを設 置済 ・目の不自由なお客様 にもご認識いただける よう音声案内機能も設 置済	—	維持更新

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	4.切符の 購入	□車椅子使用者に配慮した蹴 込み構造の検討	バリアフリー化工事 (2035年度まで)の 中で検討	—	○
		□精算機の構造や仕様を、障が いのある方が使用できるもの とするよう検討	<p>整備済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種投入口、取出口、 ハードボタンなどに点 字を併記している。 ・金銭投入口はバリアフ リー整備ガイドライン に基づき110cm以下 の高さとしている。 ・金銭投入口を硬貨複 数枚同時一括投入を 可能としている。 ・呼出や取り消しといっ たハードウェアボタン を車椅子使用者が使 いやすいよう接客面下 部にも設けている。 ・テンキー押下による音 声案内を開始 <p>従来からメーカーとも協 議して改良可能な事 項については対応して きたが引き続き機器 更新時等の改良につ いて検討する。</p>	—	○

○:関連事業

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅舎	□障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討	整備済 ・遠隔にある改札口や制御所から券売機の操作が可能 ・券売機に搭載されたインターホンにて、旅客と、遠隔にある改札口や制御所の駅係員間のコミュニケーションが可能 従来からメーカーとも協議して改良可能な事項については対応してきたが、大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会での議論を踏まえ、引き続き機器更新時等の改良について検討する。	—	○
5.拡幅改札口の設置	□拡幅改札口の設置	整備済	—	維持更新
6.エレベーター	□ホームから公共用通路まで1以上の経路の確保	バリアフリー化工事(2035年度までの 中で検討	—	○
	□乗り換え経路の確保 [対象:56駅]	バリアフリー化工事(2035年度までの 中で公共用通路に接続することにより確保するように検討	—	○
	◇ホームから公共用通路まで2以上の経路の検討[対象:大規模駅]	大規模駅ではないため 対象外	—	—
	□大型化等の検討	バリアフリー化工事(2035年度までの 中でホーム幅員などの制約を鑑みたうえで検討	—	○
7.階段	□階段の手すりに、行先を点字で表示	整備済	—	維持更新

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅舎		□踏面端部が容易に識別できる ように配慮する	整備済	—	維持更新
	8.ホームに おける列 車の案 内	□列車の行先・接近・出発に関 する情報を文字及び音案内 で提供	・案内表示器や放送設 備を設置し、列車の接 近・出発に関する情報 を文字及び音声で提供 ※行先に関する情報は 音声案内ののみ	—	維持更新
		□プラットホーム床面等におけ る、車両内の車椅子スペース に通じる乗降口の位置の表 示	バリアフリー化工事 (2035年度まで)の 中で検討	—	○
	9.車両とホ ームとの 隙間・段 差	□隙間・段差を縮小するための ホーム構造や車両構造の改 良・整備に向けた検討	2040年度までに可動 式ホーム柵工事に合わ せてホームと車両の段 差・隙間の縮小工事を 実施予定	—	○
		□構造上の理由によりプラットホ ームの縁端と鉄道車両の旅 客用乗降口の床面の縁端と の間隔が大きい場合におい て、旅客に対しこれを警告する ための設備等の設置	2040年度までに可動 式ホーム柵工事に合わ せてホームと車両の段 差・隙間の縮小工事を 実施予定	—	○
		□渡り板を配備し、適切な乗降 介助の実施	改札室内に配備済	—	継続実施
	10.ホーム におけ る安全 対策	◇ホームドア又は可動式ホーム 柵の設置	2040年度までに全番 線に整備予定	—	○
		□ホーム縁端付近に連続した線 路側とホーム内側を区別する 警告ブロックを敷設	設置済	—	維持更新
		□線路側外のプラットホーム両 端に転落防止柵を設置	設置済	—	維持更新
	11.トイレ	□バリアフリートイレ(車椅子対 応トイレを含む)の設置	バリアフリー化工事 (2035年度まで)の 中で検討	—	○
		□バリアフリートイレへの大型ベ ッドの設置の検討	バリアフリー化工事 (2035年度まで)の 中で検討	—	○

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、△:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎		△バリアフリートイレの機能の分 散化の検討	大阪市交通バリアフリ ー基本構想推進協議 会での議論を踏まえ、 バリアフリー化工事 (2035 年度まで)の 中で検討	—	—
12.休憩設 備	□休憩設備を1以上設置	設置済	—	維持更新	
	△授乳室等やカームダウン/クー ルダウンスペースの設置の検 討	検討中	—	○	
その 他	13.情報提 供	□ウェブアクセシビリティを確保 したウェブサイト等による情報 提供	2023 年 7 月 25 日に 阪急電鉄ウェブサイト (www.hankyu.co.jp) を改修し、ウェブアクセ シビリティ「シングル A」 に適合できるよう配慮 している。	—	継続実施
	□異常時における障がいの特性 に応じた情報提供の手法の 検討	各改札口に設置してい るご案内ディスプレイ における運行情報の 配信、およびインター ホン(テレビ電話によ る遠隔案内システム) の筆談機能、係員の 筆談対応、案内放送 による運行情報の提 供	—	継続実施	
	□障がい等の特性に応じたコミ ュニケーション手法の活用や 必要とする支援の提供	サービス介助士資格取 得を推奨 接遇教育の実施	—	継続実施	
14.心のバ リアフリ ー	□職員への研修・教育の実施	エレベーターや優先席の適切な 利用等について、車内放送や画 像掲出等の実施		●(教育 啓発*)	
	□職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進の ための研修の実施		●(教育 啓発*)	
		職員の接遇向上のための資格 (サービス介助士)取得推進		●(教育 啓発*)	

●:特定事業 ○:関連事業

項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
	□地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	—		

※:令和2(2020)年5月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」として位置付ける